

# 生物多様性あつぎ戦略



厚 木 市

## はじめに



「生物多様性あつぎ戦略」は、本市の豊かな自然やその恵みを将来に継承していくため、生物多様性の保全とその持続可能な利用に向けて行政と市民が一体となって取り組んでいくべき道すじを示したものです。

本市は、神奈川県中央に位置し、清らかな相模川の流れや大山、丹沢を始めとする美しい山並みに抱かれており、水と緑に恵まれた、多様で豊かな自然環境を有しています。私たちはその自然や生き物が与えてくれる多くの恵みにより、うるおいのある心豊かな生活を送っています。

しかし、都市化や開発による生き物の生息・生育環境の減少や悪化、高齢化や担い手不足による森林や里地里山の管理の低下、温暖化による在来種の生息・生育環境の変化、さらには近年、急速に増殖した外来種による生態系への影響などによって、私たちが自然や生き物から受けてきた多くの恵みの持続性が失われつつあります。

国では、平成 20 年 6 月に生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進を目的とした生物多様性基本法を制定し、また、平成 22 年 10 月に名古屋市で開催された COP10（生物多様性条約第 10 回締約国会議）において、「愛知目標」及び「名古屋議定書」が採択されるなど、合意形成に当たり、わが国は国際社会の中で大きな役割を果たしました。その後、COP10 の成果や東日本大震災の経験などを踏まえ、「愛知目標」の達成に向けたわが国のロードマップである「生物多様性国家戦略 2012-2020」が平成 24 年 9 月に策定されました。

本市は、平成 21 年 3 月に策定した厚木市環境基本計画に基づき、「みんなでつくる、自然環境と共生する元気なまち」を目指し、自然と共生する、環境にやさしいまちづくりに積極的に取り組んでまいりました。これまでの取組を更に強化するとともに、国の取組を受け、将来の世代に素晴らしい厚木の自然を引き継ぐため、「生物多様性あつぎ戦略」を策定したものです。本戦略に掲げる目指すべき将来像「未来へつなげよう 自然のめぐみと暮らすまちあつぎ」を実現するため、市民、事業者、関係機関等の皆様と緊密に連携・協働し、取り組んでまいりますので、なお一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。

結びに、本戦略の策定に当たり、貴重な御意見をいただくとともに、多大なる御協力をいただきました厚木市生物多様性地域戦略検討委員会委員の皆様をはじめ、パブリック・コメントで御意見・御提案をいただいた市民の皆様に対しまして、心から感謝を申し上げます。

平成 25 年 3 月

厚木市長 小林 常良

# 目次

第1章 戦略の基本的事項	1
1-1 戦略の背景	1
(1) 生物多様性とは	1
(2) 生物多様性の恵み（生態系サービス）	2
(3) 生物多様性の4つの危機	3
(4) 生物多様性に関わる動き	5
(5) 生物多様性地域戦略の必要性	6
1-2 戦略の対象区域と位置づけ	7
(1) 対象とする区域	7
(2) 位置づけ	7
第2章 生物多様性の現状と課題	8
2-1 厚木市の概況	8
(1) 基盤環境の現状	8
(2) 社会的状況	12
(3) 自然的状況	14
2-2 厚木市の生物多様性の現状と課題	14
(1) 自然環境の区分ごとの多様性の現状と課題	14
2-3 厚木市における自然環境保全に対するこれまでの取組と課題	23
(1) これまでの取組	23
(2) 取組の課題	24
2-4 厚木市及びその周辺住民の意識	26
第3章 基本的な考え方と目標	28
3-1 目指すべき将来像と基本目標	28
(1) 目指すべき将来像	28
(2) 目標期間	28
(3) 基本目標	28
3-2 施策の過程	29
(1) 戦略初期～短期段階（2013年～2020年）	29
(2) 戦略中期～長期段階（2020年～2050年）	29
第4章 行動計画	32
4-1 施策の体系	32
4-2 行動戦略と具体的施策	34
第5章 推進体制と進行管理	42
5-1 各主体の役割	42
5-2 推進体制	43
5-3 進行管理	44

# 生物多様性あつき戦略（全体構成）

## 戦略の基本的事項（第1章）

- ・生物多様性とは（3つの多様性と4つの危機）
- ・生物多様性に関わる国内外の動き

- ・生物多様性地域戦略とは
- ・生物多様性地域戦略の必要性
- ・戦略の区域

## 生物多様性の現状と課題（第2章）

厚木市の概況

生物多様性の現状

生物多様性の課題

厚木市におけるこれまでの取組

生物多様性の取組の課題

厚木市民等の生物多様性に対する認識

## 基本的な考え方と目標（第3章）

- ・目指すべき将来像と基本目標
- ・施策の過程

## 行動計画（第4章）

- ・施策の体系
- ・行動戦略と具体的施策

## 推進体制と進行管理（第5章）

- ・推進体制
- ・進行管理

## 第1章 戦略の基本的事項

### 1-1 戦略の背景

開発や都市化、また外来種による生態系への悪影響などにより、山地や里地里山、河川等に生息・生育する生き物の多様性が失われつつあります。また、地球温暖化等により、生物多様性の恵みをもたらす生態系も危機的な状況になっています。これからの世代のためにも、このような状況を改善し、生物多様性に配慮した魅力あるまちづくりをしていくよう、今後取り組んでいく必要があります。

#### (1) 生物多様性とは

地球上では様々な環境に適応して種が進化し、約3,000万種という多様な生き物が生まれました。これらの種が直接的、または間接的に支えあうことによりつながっています。これらの生き物たちの豊かなつながりを「生物多様性」と言い、私たちの暮らしに自然の豊かな恵みをもたらしています。

この生物多様性には、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という3つの多様性があります。

##### 1) 生態系の多様性

本市には、大山から東丹沢山麓にかけて山地が広がる七沢や、田んぼや雑木林等の里地里山を有する荻野や飯山、また相模川や中津川等の河川環境などがあり、それぞれの特質に応じた生態系があります。これらにより、多様な生態系が存在します。



##### 2) 種の多様性

地球上には動物や植物、細菌から微生物まで、色々な生き物が生息・生育しています。市内では、郷土資料館などの調べでは、約4,700種の動物と、約1,600種の植物が確認されています。



##### 3) 遺伝子の多様性

同じ種類の動物・植物でも、地域によって形態や色、行動などが異なる場合があります。これは山や川などによって地域が分断された結果、他集団との間で繁殖があまり行われない等の状況が生じ、地域によって遺伝子が変わったものです。これを遺伝子の多様性と言います。



撮影：吉田文雄

## (2) 生物多様性の恵み(生態系サービス)

私たちが生きるために必要な水、食料などは、様々な生き物から構成される生態系が健全に機能することによりもたらされます。このような生態系から受ける恵みのことを「生態系サービス」と言い、以下の4つがあげられます。

### 供給サービス

食料、燃料、木材、繊維、薬品、水など、人間の生活に必要な資源を供給するサービス



厚木市民朝市

### 調整サービス

森林があることによって気候が緩和されたり、洪水が起こりにくくなったり、水が浄化されたりといった、環境を制御するサービス



七沢

### 文化的サービス

精神的充足、美的な楽しみ、宗教・社会制度の基盤、レクリエーションの機会などを与えるサービス



あつぎ鮎まつり

### 基盤サービス

上記3つのサービスの供給を支えるサービス。  
例えば、植物の光合成や水循環、栄養循環、土壌形成など



相模川

## コラム① 自然の恵みに支えられた私たちの暮らし

本市は、相模川右岸に開けた扇状の地形で、相模川には中津川、小鮎川などが注ぎ込んでいます。貴重な動植物が生息・生育する丹沢・大山山麓に連なる丘陵地帯と、そこから東南に開けた平野部が広がる豊かな自然環境を有しています。

また、丹沢山地やそこから広がる丘陵・台地部を主体に、オオタカを始め、ホトケドジョウやカワラノギクなど貴重な動植物が生息・生育しており、丹沢大山地区等は鳥獣の保護を図るための鳥獣保護区も存在します。

身近な緑地としては里地里山や農地があり、これらは人の手が入ることにより独自の生態系が構築されています。



小鮎川



カワラノギク

### (3) 生物多様性の4つの危機

生物多様性は生態系サービスをもたらし、私たちの生活を支えています。今、世界規模で危機に直面しています。生物多様性国家戦略では、生物多様性の危機を3つの危機と、地球環境の変化による危機の計4つに分類しています。

#### 第1の危機

#### 開発など人間活動による危機

開発や乱獲など、人が引き起こす負の要因による生物多様性への影響です。土地利用の変化は、多くの生物にとって生息・生育環境の破壊と悪化をもたらし、観賞用や商業的利用による個体の乱獲、盗掘、過剰な採取等の直接的な生物の採取は、個体数の減少をもたらすなど、人間活動が自然に与える影響は多大です。



#### 第2の危機

#### 自然に対する働きかけの縮小による危機

自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによる影響です。産業構造や資源利用の変化と、人口減少や高齢化による活力の低下に伴い、里地里山では、自然に対する働きかけが縮小することによる危機が継続・拡大しています。



シカによる食圧

#### 第3の危機

#### 人間により持ち込まれたものによる危機

外来種や化学物質など、人間が近代的な生活を送るようになったことにより持ち込まれたものによる危機です。野生生物の本来の移動能力を超えて、人為によって意図的・非意図的に外国や国内の他の地域から導入された生物が、地域固有の生物相や生態系を改変し、大きな脅威となっています。

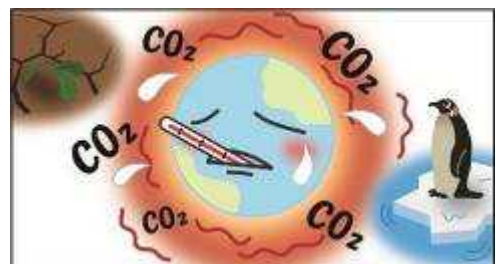


特定外来生物のアライグマ

#### 第4の危機

#### 地球環境の変化による危機

地球温暖化など、地球環境の変化による生物多様性への影響です。地球温暖化のほか、強い台風の頻度が増すことや降水量の変化などは、生物多様性に深刻な影響を与える可能性があり、その影響は完全に避けることは出来ないと考えられています。さらに、地球環境の変化に伴う生物多様性の変化は、人間生活や社会経済へも大きな影響を及ぼすことが予測されています。



## コラム2 神奈川県における生物多様性の主たる危機

神奈川県生物多様性検討委員会による「神奈川県における生物多様性の保全に向けて」と題する提言が平成23年7月にまとめられ、その中で、神奈川県における生物多様性の主たる危機として5つを整理しています。本市においても、同じ危機が迫っているといます。

### ①森林植生の衰退（丹沢大山地域）

⇒大気汚染によるブナの立ち枯れ、開発や人工林整備により生息地を追われたニホンジカの採食圧等によるブナ林の衰退、人工林管理放棄などにより、林床植生の退行、土壌の流出などの問題が起きている。

### ②里山環境の劣化（里地里山地域）

⇒エネルギー革命により薪炭林の手入れがなされず、競争力の強い竹林の拡大や林床へのササの侵入等により、多様性の損失が生じている。また後継者不足による農業従事者の高齢化、水田の畑への転換、耕作放棄、農地の宅地化などにより、生物多様性に大きな影響を与えている。

### ③高度利用による生息地の喪失・孤立化（都市地域）

⇒神奈川県においては約4割の土地が市街地であるが、都市部では緑地の喪失や分断など、孤立化が進行している。緑の回廊でつなぐ等動物が移動できるようなネットワークを形成することが有効であるといわれるが、具体的な取組は進んでいない。

### ④工作物等による水系の連続性の分断、沿岸域等の多様性の劣化

⇒相模川等から流入する水や土砂の減少は塩分濃度の差から生じる海水の循環を低下させるとともに、砂浜や干潟の喪失をもたらしている。また、森林環境の悪化は森林から供給される無機物や有機物を減少させており、これらのことが河口域や沿岸域及び海の生物多様性の損失をもたらしている。

### ⑤外来種

⇒神奈川県内にもアライグマやガビチョウ、アメリカザリガニ、オオハンゴンソウなど多くの外来種が増殖しており、在来生物を追いやるなど自然生態系への影響や生活環境、農林水産業に被害を起している。特に被害の大きいアライグマについては防除計画を策定し、様々な取組を進めているが、完全な排除は難しい状況である。



出典：「神奈川県における生物多様性の保全に向けて（提言）」平成23年7月神奈川県生物多様性保全検討委員会



## (4) 生物多様性に関わる動き

### 1) 生物多様性基本法の制定と国家戦略の策定

生物多様性は、地球上に生命が誕生して以来、40 億年の歴史を通じて形成されたものですが、生物多様性が失われつつある危機に直面していることが明らかになってきました。

このため、国際的には国連環境計画（UNEP）を中心に国際条約の作成が検討され、1992 年の国連環境開発会議（地球サミット）において 157 カ国により署名され、日本は 1993 年に生物多様性条約を締結し、18 番目の締約国となりました。

同条約については、わが国における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国家的な戦略の策定を求めており、日本では 1995 年に「生物多様性国家戦略」を策定しました。そこで、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的考え方及び政府の施策を体系化した目標が示されました。

また、2008 年に生物多様性基本法が制定され、生物多様性国家戦略の策定が国の義務として法定化され、2010 年には法定戦略として生物多様性国家戦略 2010 が閣議決定されました。同年、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が愛知県名古屋市で開催され、生物多様性に関する新たな世界目標、すなわち今後 10 年間に国際社会が取るべき道筋である戦略計画 2011-2020 が採択されました。

直近の動向としては、2012 年 9 月に、COP10 の成果や東日本大震災の経験などを踏まえ、愛知目標の達成に向けたわが国のロードマップであり、自然共生社会の実現に向けた具体的な戦略として、「生物多様性国家戦略 2012-2020」が策定されました。「生物多様性国家戦略 2012-2020」は、「第 1 部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた戦略」、「第 2 部 愛知目標の達成に向けたロードマップ」、「第 3 部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画」の 3 部で構成されています。

第 1 部では、目標年次であるおおむね 2020 年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性を、第 2 部では愛知目標を踏まえたわが国の目標等を、第 3 部では具体的な行動計画として、愛知目標の達成に向けた施策をはじめとする、わが国の生物多様性関連施策を体系的に網羅して示しています。

### 2) 生物多様性地域戦略の策定について

生物多様性基本法では、「都道府県及び市町村は、（中略）生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）を定めるよう努めなければならない」と規定されています（第 13 条）。また、「生物多様性国家戦略 2012-2020」では「生物多様性の保全と持続可能な利用は国が国家戦略を策定することだけで実現されるわけではなく、地域での活動に結びつくことが重要」とし、すべての地方自治体に、より早い段階で生物多様性地域戦略が策定されることを期待するとともに、平成 32 年には 47 都道府県全てで策定していることを目標としています。

#### 生物多様性地域戦略において策定する事項

都道府県・市町村

単独または共同で策定

#### 生物多様性地域戦略

<策定事項>

- ① 生物多様性地域戦略の**対象区域**
- ② 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する**目標**
- ③ 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関し、**総合的かつ計画的に講ずべき施策**
- ④ その他必要な事項

公表

出典：生物多様性地域戦略についての基本事項  
環境省自然環境局

## (5) 生物多様性地域戦略の必要性

地域によって気候や地形、植生、また動物相といった自然環境は異なります。また、産業や文化といった人為的要素も異なります。生物多様性は、これらの自然環境や人為的要素に関係しているため、地域ごとに異なった生物多様性が育まれています。そのため、生物多様性の現状や課題も、地域ごとに異なります。

以上により、本市における生物多様性の保全と持続可能な利用について、これから目指す方向性や目標を定め、市民、事業者、行政等の各主体の連携により、施策を総合的に推進していくために「生物多様性あつぎ戦略」を定めるものです。

### コラム③ 厚木市のみどりは大きく変わっています

厚木植物会では、「緑は昔から変わらず、一見豊かに見えますが、在来からの植物は大幅に減少しており、外来植物が入れ替わって増加しています。市街地の草本の多くが外来種といわれますが、厚木市やその周辺地域も例外ではないと思われます。」と報告しています。

この中には、厚木市の河川敷にて群落で生育するアレチウリなどの特定外来生物が含まれています。



アレチウリ

1-2 戦略の対象区域と位置づけ

(1) 対象とする区域

本戦略の対象とする区域は、本市域の生物多様性及びその持続可能な利用についての戦略であることから、基本的に厚木市全域とします。

しかし、生き物の生息・生育範囲は行政区域で分かれるものではなく、例えば本市を流れる相模川や中津川には、市域を超えて行き来する魚類、またそこで採餌や繁殖をする水鳥などがいます。そのため、生物多様性の保全及び持続可能な利用を図るには、流域や地域の全域、また全県で取り組んでいかなければならないものであり、必要に応じて、本市周辺の自治体や県と連携して取り組んでいきます。

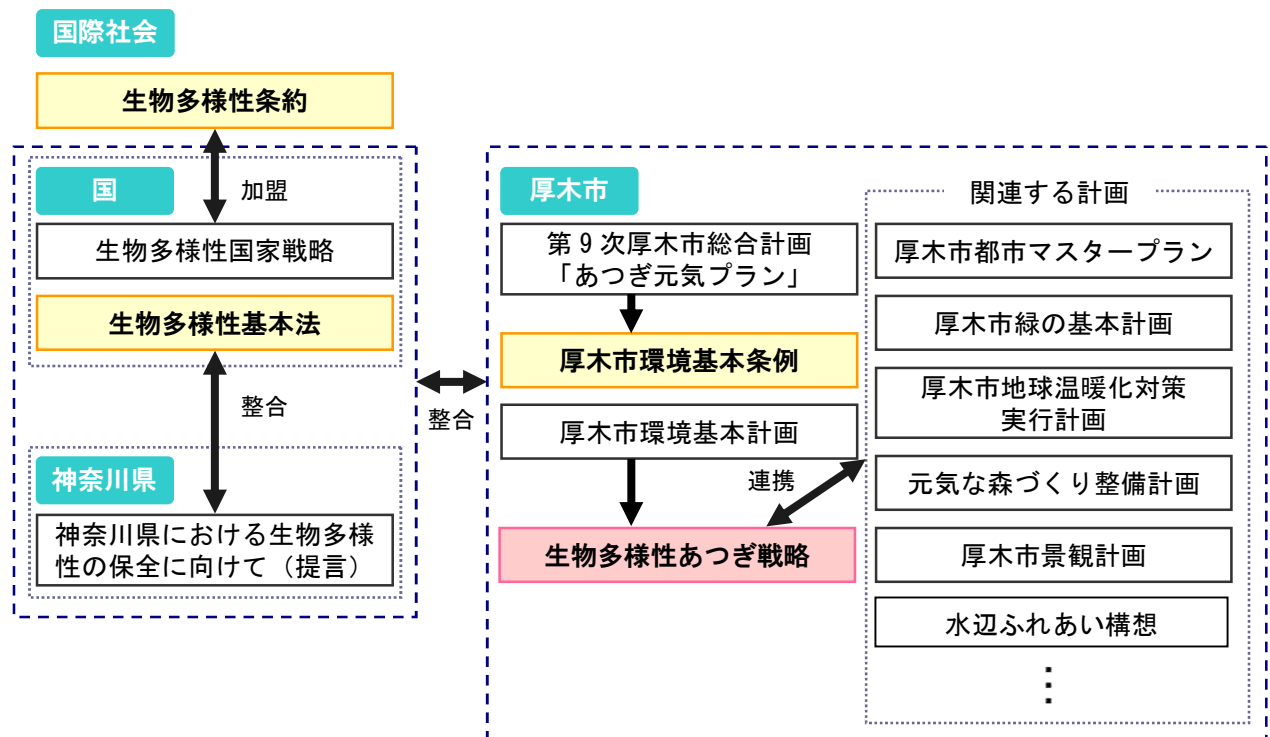
(2) 位置づけ

本戦略は、「生物多様性基本法」(平成 20 年 6 月 6 日法律第 58 号) 13 条に基づき策定するものであり、国や神奈川県との政策と整合を図ります。

また、市で策定した上位計画である「第 9 次厚木市総合計画(あつぎ元気プラン)」や「厚木市環境基本計画」、「厚木市緑の基本計画」などと連携して推進します。

本戦略では、市民・事業者、市民団体等及び行政を対象に、各実施主体の取組を示すと共に、各実施主体の協働による取組を推進します。

生物多様性の保全及び持続可能な利用は、本市の環境農政、社会基盤の整備、教育など様々な分野に関連することから、全庁的な取組を基本として推進していきます。



## 第2章 生物多様性の現状と課題

### 2-1 厚木市の概況

#### (1) 基盤環境の現状

##### 1) 地形

本市は、山中湖に源を発する相模川の右岸に開けた扇状の地形で、丹沢山塊に連なる西  
北部の丘陵地帯と、そこから東南に緩やかに開けた平野部からなっており、丹沢山地の大  
山の山頂から、山麓、台地そして相模川右岸に至る変化に富んだ地形を有し、標高差に  
して1,232mにも及びます。

自然環境としての大きな特徴は、相模川を始め、中津川、荻野川、小鮎川、恩曾川、玉  
川の6河川が、北西から南東に向かって流れ、両岸に広がる水田等の農地、及び河岸段丘  
の斜面緑地が一体となって自然豊かな緑地帯を構成しています。また、河川の源となる西  
北部は、大山を中心とする丹沢山地の東端部が里地里山、市街地に迫り、国定公園や県立  
自然公園の豊かな山地の自然環境を有しています。



厚木市の地形（標高分布）

## コラム④ 昔のあつぎ

厚木市は相模平野の中央に位置し、相模川右岸の洪積台地と沖積平野を含む広大肥沃な地域にあって、既に5千～6千年前の縄文時代前期には人々が定住したと推定されています。「あつぎ」の地名の由来は、木材の集散地であったところから、アツメギがアツギに変化したとか、アイヌ語のヤオロケシ（寄木）から名付けられた、といった説があります。

厚木の地は、農業を生業とするものにも、さまざまな商いをするものにとっても恵みの多い“沃土”といえます。矢倉沢往還、八王子道、いく筋かの大山道、そして相模川が交わる厚木宿には人や物資が集まり、肥沃な相模平野からは多くの収穫がありました。相模川の鮎、丹沢山系の七沢石、木材など産物も豊富です。

このため、江戸時代中ごろの厚木村は、宿場町、産業、生産物の交易の場として発達し、貨物は往来にあふれるほど繁盛を極め、小江戸と呼ばれたといわれています。「相模国厚木六勝図」（1844年～1853年）では、当時の厚木の豊かな物資流通や、人々の活発な交流のうえに成立した風景が描かれています。

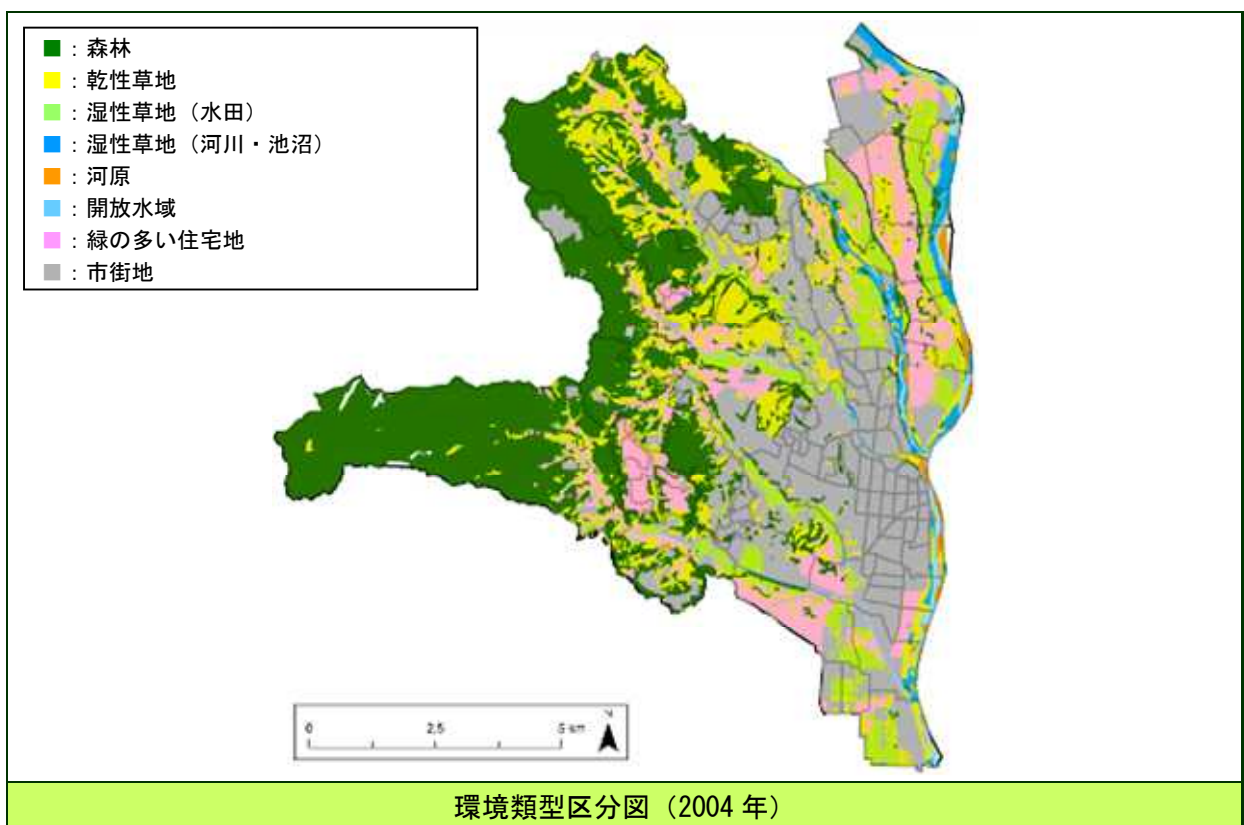
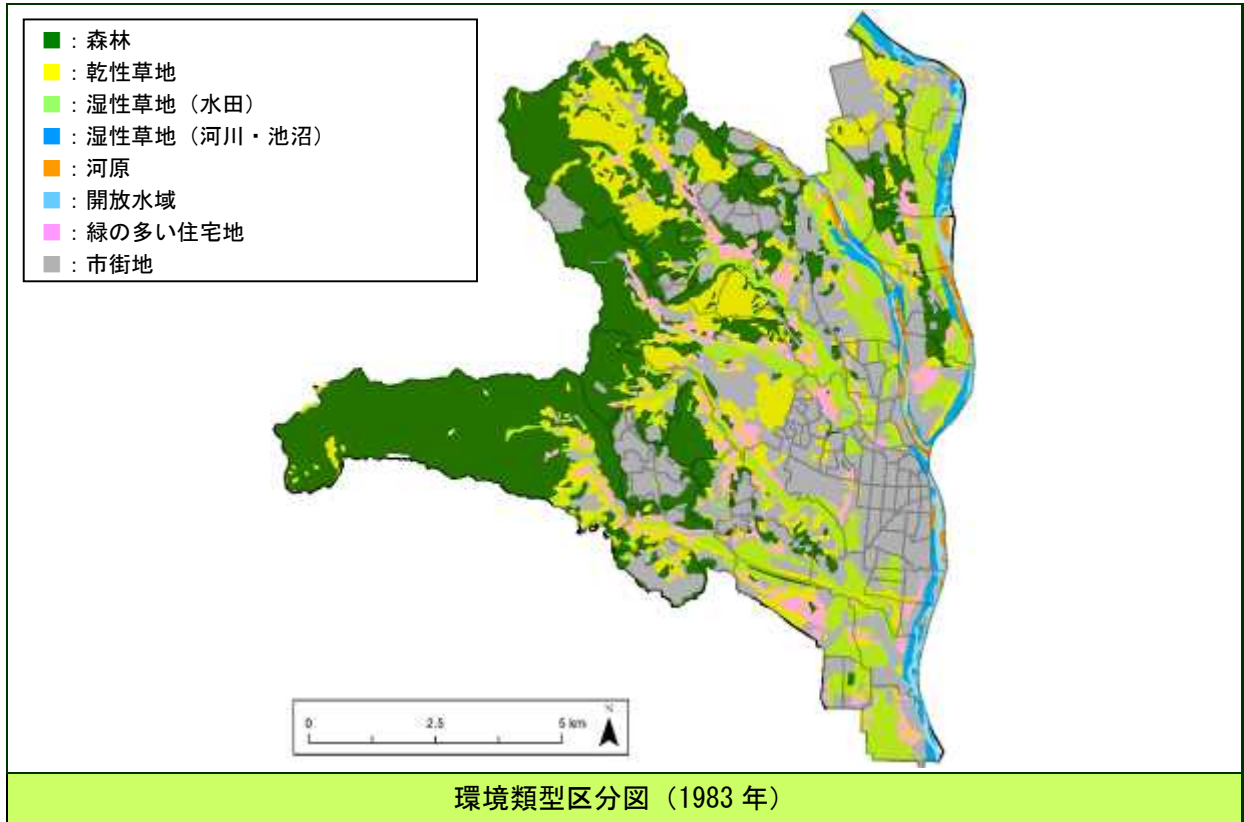


※上図は「厚木市史たより 第2号 平成23年7月」（厚木市教育委員会文化財保護課）より引用。収録は「厚木市史」近世資料編（3）884頁。

## 2) 環境の概況

本市の環境は、昭和40年頃から高度経済成長期を通して大きく変化しています。本市の環境の変化を把握するために、1983年と2004年における環境類型区分図を以下のとおり図示しました。

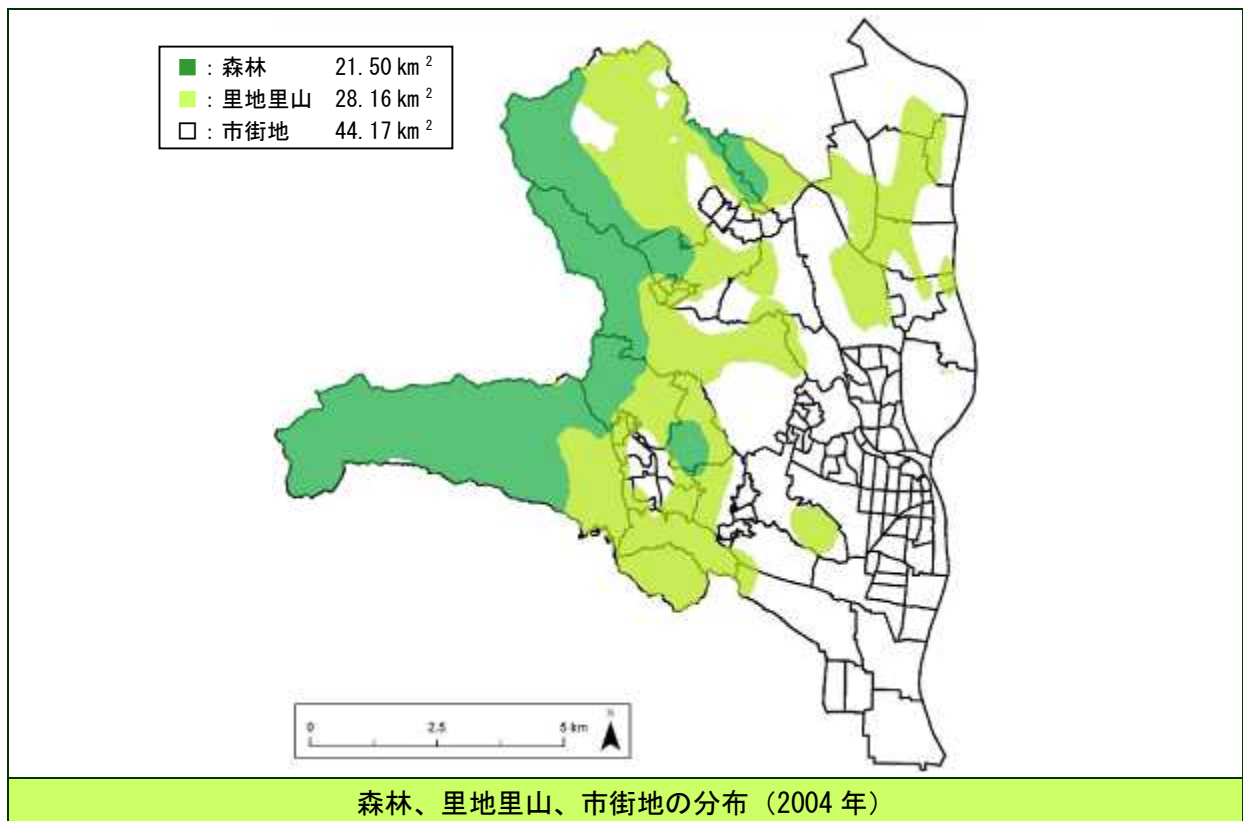
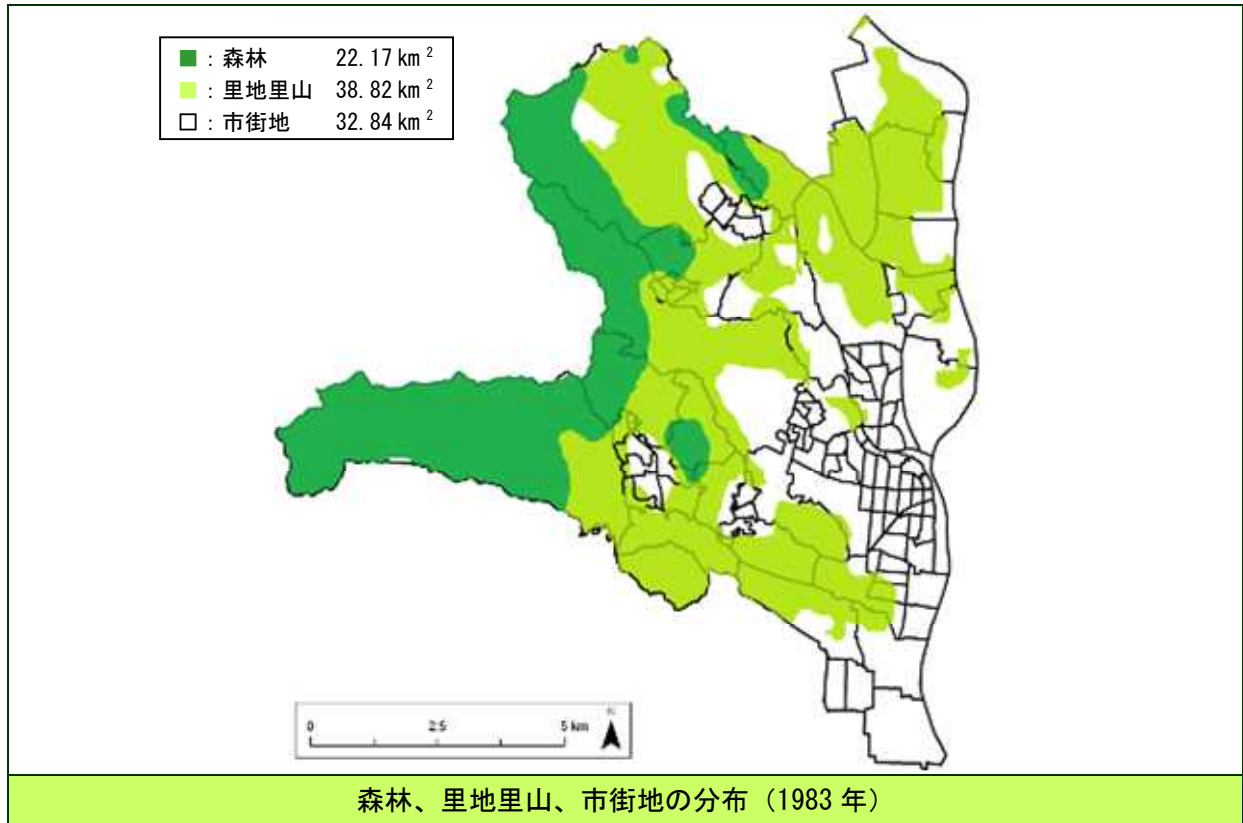
1983年と2004年を比較すると、湿性草地（水田）が減り、緑の多い住宅地が増えている状況となっています。



### 3) 森林、里地里山、市街地の分布

前頁で示した環境類型区分図について、「森林」、「里地里山」及び「市街地」の3つの分類に整理して図示しました。

1983年と2004年を比較すると、市街地が広がり（32.84km<sup>2</sup>から44.17km<sup>2</sup>）、それと反対に里地里山が減っている（38.82km<sup>2</sup>から28.16km<sup>2</sup>）状況がわかります。



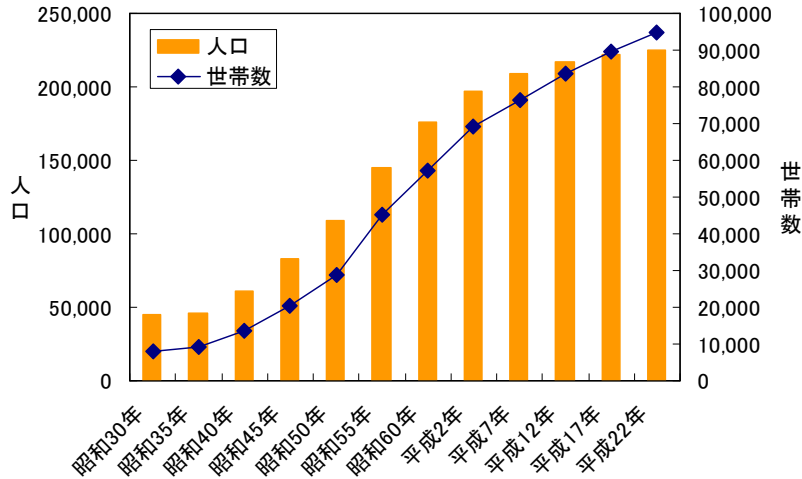
## (2) 社会的状況

### 1) 人口と世帯数の推移

本市の人口と世帯数の推移を以下に示します。

昭和30年に人口44,556人・8127世帯であった本市は、平成22年には224,420人・94,895世帯となっており、人口比で約5倍、世帯比で約12倍に増加しています。

全体として昭和50年から平成2年にかけて人口・世帯数とも著しく増加し、その後は漸増傾向に転じ、平成17年以降は人口がほぼ横ばい傾向にあります。



出典：厚木市統計書

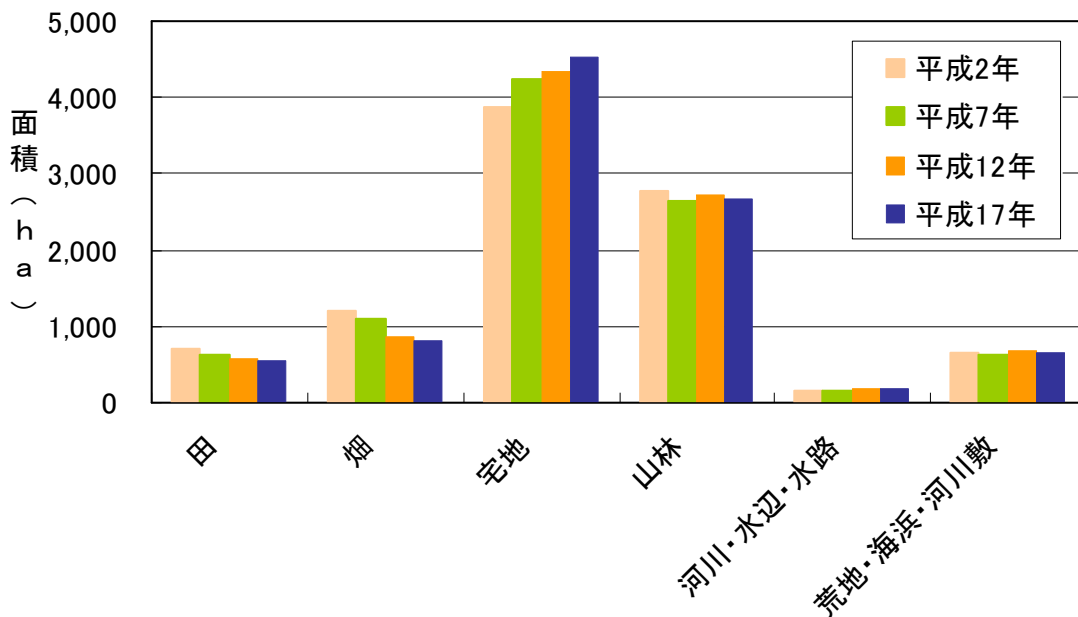
人口と世帯数の推移

### 2) 土地利用状況

本市の地目別土地利用状況を以下に示します。

平成17年の地目別土地利用面積では宅地が最も多く、次いで山地となっています。平成2年以降の推移では、田、畑、山地といった自然的土地利用面積が減少傾向にあります。

一方で宅地面積が占める割合が著しく増加しており、近年の都市化の進行が顕在化しています。



出典：厚木市統計書

厚木市の地目別土地利用状況

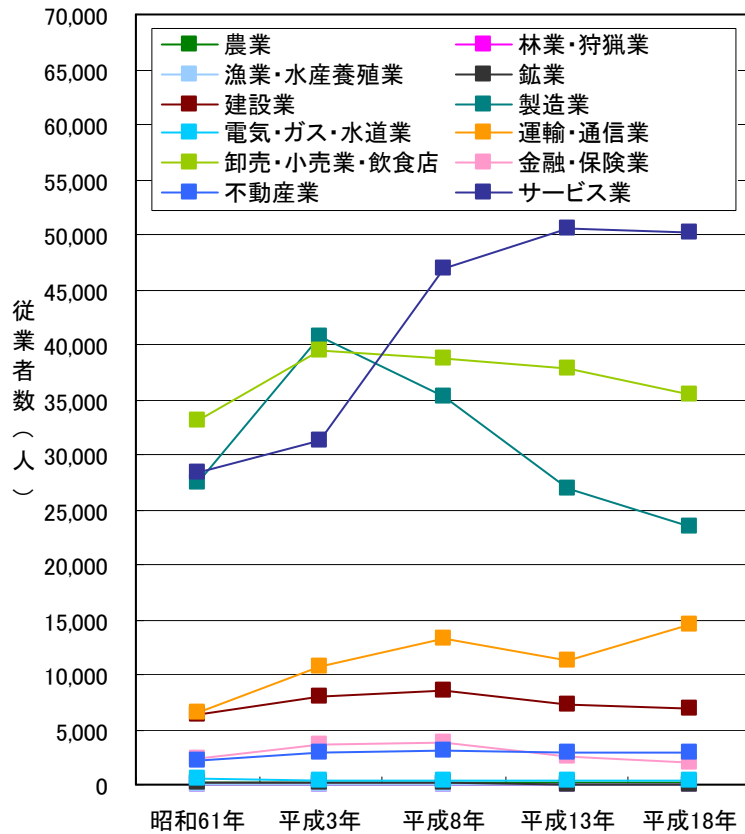


### 3) 産業大分類別従業者数

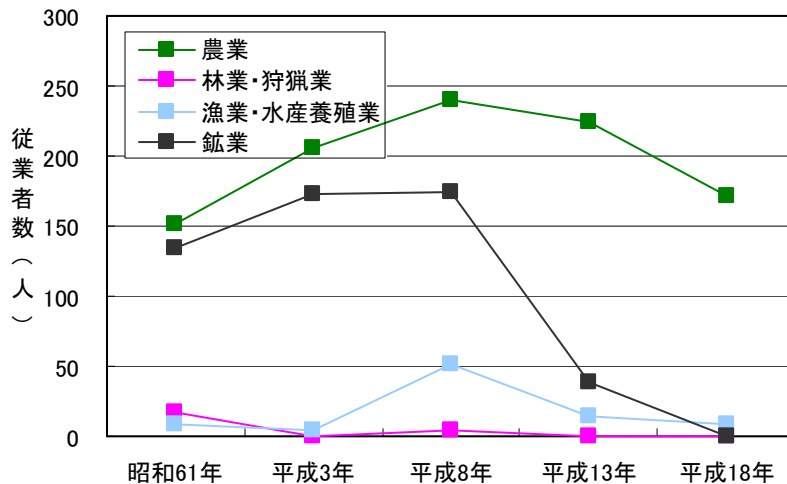
本市の産業大分類別従業者数を以下に示します。

昭和 61 年から平成 18 年にかけて、「卸売・小売業・飲食店」と「サービス業」の従業者数が多い状況です。「卸売・小売業・飲食店」については従業者数が横ばいから減少傾向にあります。また、「サービス業」については増加から横ばい傾向にあります。

第一次産業のみに着目すると、「鉱業」の従業者数が著しく減少しており、「農業」については一時期、従業者数が増えたものの、平成 8 年以降減少傾向になっています。「2) 土地利用状況」で宅地が増加し、田や畑が減少していることと連動して、「農業」の従業者数が減少しているものと考えられます。



出典：厚木市統計書  
厚木市の産業大分類別従業者数（全体）



出典：厚木市統計書  
厚木市の産業大分類別従業者数（第一次産業）

### (3) 自然的状況

市内には、郷土資料館などの調べでは、動物約 4,700 種、植物約 1,600 種が確認・記録されています。主な生息・生育環境は相模川などの河川、七沢などの山地、荻野、飯山などの里地里山で、それぞれの環境において、2,500 種前後の生息種数が確認されています。

「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」によるとオオカミやタナゴ、ゲンゴロウ等は既に絶滅したとされており、さらに絶滅の危機にある種としてサシバやトウキョウサンショウウオ、カワラノギク等があります。主に、水辺に由来する種が多くなっています。

## 2-2 厚木市の生物多様性の現状と課題

### (1) 自然環境の区分ごとの多様性の現状と課題

#### 1) 山地

##### a. 現状

- ・本市には、大山を含む丹沢山麓に連なる北西部の丘陵地帯があります。県内で初の「森林セラピー基地」に認定されている森林を有する本市の森林面積は、2,644 h a で、市域の面積の約 28%を占めています。
- ・相対的な自然度が高く、大型哺乳類や猛禽類等の中核的な生息地、水源地となっています。
- ・生物多様性の保全、水源涵養機能の維持やそれに伴う河川流量の確保及び土砂災害等の防止などの森林の多面的機能を保全するため、人工林では草刈・間伐・枝打ち等による森林の維持管理が行われています。
- ・木材価格の低迷や森林所有者の高齢化などにより、森林所有者の森林整備に対する意欲が低下しており、管理放棄林が増加傾向にあります。
- ・丹沢山地では、森林の衰退が問題となっており、県では平成 11 年から丹沢大山保全計画、平成 19 年から丹沢大山自然再生計画による事業を行っています。



##### b. 課題

#### ● 林業の衰退による山地の荒廃と機能低下

- ・国の拡大造林政策後の外材自由化に伴う国産材価格低迷などの社会情勢の変化により、林業経営が不振となりました。これにより、手入れ不足のスギ・ヒノキなどの人工林が増大するとともに、林床植生の退行や土壌流出などの問題が生じるなど、森林の荒廃化が進んでいます。なお、里山と呼ばれている昔の薪炭林や農用林などの広葉樹二次林も同様の状況となっています。
- ・本市の森林 2,644 h a の中で、県や市が管理する公的管理森林については、管理が行き届いていますが、私有林については、森林の多面的機能の高揚を目的に、各種補助事業等により県と市が積極的に整備を行っていますが、平成 21 年の時点では、手入れの行き届かない森林面積は 1869.71 h a になり、本市の森林面積の 71%になっています。

**●シカによる自然環境への影響の深刻化**

- ・丹沢山地のシカは、戦後の乱獲により絶滅寸前まで減少しましたが、その後の禁猟等のシカ保護政策や昭和30年代以降の拡大造林などの生息環境の変化、近年の暖冬化等様々な要因により増加してきました。現在、一部地域で過密化したシカの採食により、自然林の林床植生が衰退し、裸地化が見られるなど、生物多様性への影響が深刻化しています。

**●希少動植物等の生息・生育環境の悪化**

- ・丹沢山地では、1980年代から、大気汚染等によるモミやブナなど落葉広葉樹の立ち枯れや、シカの食圧などによる林床植生の衰退がみられるようになりました。さらに、登山客の増加による登山道の荒廃や、ゴミ・し尿処理の問題なども重なり、自然環境の劣化が指摘されています。
- ・この自然環境の劣化により、シカやツキノワグマといった大型哺乳類や、クマタカなどの猛禽類、クマガイソウなど希少植物等の生息・生育に悪影響が生じています。

**c. 目指す姿**

- ・現状と課題を踏まえ、山地における将来の目指す姿を以下に示します。

**●森林の保全と再生**

- ・多様な主体が連携し、手入れ不足により荒廃している森林の維持管理を積極的に行い、森林の多面的・公益的機能を維持し、厚木産木材の活用促進を図ることで、林業の再生を目指します。

**●希少動植物等の生息・生育環境の保全・再生**

- ・林業が再生することは、大型哺乳類や希少動植物の生息・生育環境の再生に結びつきます。さらに、植生を衰退させるシカなどの適正管理を行うことで、それらの種の生息・生育環境の保全を目指します。

## 2) 里地里山

### a. 現状

- ・里地里山は、集落とそれを取り巻く森林、それらと混在する農地、ため池等で構成されます。本市における主な里地里山として、荻野、七沢、飯山等があげられます。
- ・山地と市街地の中間に位置し、自然の質や人為干渉が中間的で、水田耕作を中心とした人間の働きかけは、湿地やため池、明るい二次林等の多様な環境を生み出し、そこに適応する多くの生き物に生息・生育環境を与えています。
- ・里地里山の自然環境は、常に人の手が入り、二次的な自然資源の利用が定着した中で形成されているため、再び人の手を入れることが必要になります。現在、七沢と荻野の両地区では、市民団体が中心になって、市民ボランティアと共に里地里山の保全再生活動が行われています。

### b. 課題

#### ●管理する担い手の不足

- ・里地里山地域では、農業が生業として成立しにくいことから、後継者不足による農業従事者の高齢化が進む一方、生き物のゆりかごであった水田が、畑に変わったり、耕作放棄されており、さらには農地の宅地化や駐車場への転用も進んでいます。
- ・日々の生活に必要なエネルギーを石油ではなく、薪や炭に求めていた時代には、水田や畑などの農地の周辺の森林も含めた管理がされていましたが、エネルギー革命により、薪炭林の手入れがされなくなったことで、競争力の強い竹林が拡大したり、林床にササ類が侵入したりすることで里地里山の荒廃が進み、多くの希少生物の生息を脅かしています。
- ・また、人の手が入らなくなったことにより、見通しが悪くなり、シカやサル、イノシシ、ツキノワグマ等の野生動物が集落にまで近づきやすくなっています。

#### ●開発等による里地里山の減少

- ・一時期の宅地化やゴルフ場などの大規模な開発圧は弱まったものの、小規模に行われる開発により、多くの生き物の生息・生育環境の破壊や質の低下が進んでいます。

#### ～里山の自然環境の変化の例～

- ・里山といわれる低山地では、現在は管理されていないところが多くなっています。一時期スギやヒノキの造林地に転換されたところもありますが、これらの管理も行き届かなくなってきました。また、都市において緑の回廊となる段丘斜面の緑についても、防災の観点から失われつつあります。
- ・この他、谷戸の水田や湿地等が減少していくにつれて、猛禽類はサシバからオオタカ、ノスリと生息している種が移り変わってきています。サシバは里山の代表的な猛禽類ですが、生息できる環境が減ってきているため、現在では本市において繁殖が確認されていません。今後、環境さえ整えば本市でも繁殖するものと考えられます。

c. 目指す姿

・現状と課題を踏まえ、里地里山における将来の目指す姿を以下に示します。

●里地里山の保全と再生

・人の手が入らなくなったことで荒廃が進む里地里山に、再び手を入れることで、多様な生き物の生息・生育環境の保全と再生を図り、併せてシカ・イノシシ・サルなどの有害鳥獣対策を行い、人と野生動物のすみわけに向けた取組を推進し、人と野生動物が共生する環境を目指します。

●サシバの生息できる多様な環境の整備

・現在、本市では里地里山の生態系の指標種と言われる、サシバの繁殖が確認されていません。サシバが繁殖できることを目標とし、多様な生き物が生息・生育し、森林や水田、湿地等が一体となった里山空間の向上を目指します。



サシバ (撮影：青木雄司)

### 3) 河川・水辺

#### a. 現状

・本市は、相模川沿いの平野部から大山にかけて、相模川を幹として中津川や小鮎川など大小様々な河川が枝状に広がっています。また、湧水や農地及び水路などもあり、市民の身近な場所に多様な水辺が存在し、生態系ネットワークの重要な軸になっています。



相模川

・相模川や中津川の大河川では、河川敷が広くスポーツ広場や多目的広場として利用されている一方で、広場以外の場所では色々な植物が茂り、市街地に居住する市民にとっては身近な自然環境となっています。



コアシサシ

・相模川には、動物で2,337種、植物で960種と様々な生き物の生息が記録されています。

両岸のヨシ・オギ原はカヤネズミの良好な生育地となっており、大堰下流の中洲にはかつてコアシサシが繁殖し、河川敷の広大な河原にはカワラスズ等が生息しています。また、アユ釣りが有名であり、全国有数のアユ漁獲量を誇っています。

・荻野川や玉川、恩曾川などの中小河川では、堤防道路を利用した散歩やジョギング、地域活動の場として広く利用されています。しかし、河川敷が狭く水際に近づきにくい場所があり、一部では、親水広場整備を進めています。河川の周辺には、広場や公園が整備されている場所もあります。

・玉川上流部等には、溪流や滝が分布していて、川沿いの道がハイキングコースになっています。沢遊びやキャンプ、自然観察等の学習利用もされています。

#### b. 課題

##### ●河川敷の利用による自然環境の破壊

・相模川右岸では、河川敷における粗大ゴミの放棄、モトクロスバイクや四駆による踏み荒らし、スポーツ広場としての利用による乾燥・裸地化などが進んでいます。



撮影：長岡恂

##### ●環境への配慮不足による生育場所の減少

・取水による河川流量の減少、三面コンクリートの護岸整備、堰堤等による連続性の分断などにより、河川の生き物の回遊や生息・生育環境に影響を与えています。

・整備した水路や調整池は、水辺利用を想定していないため機能性のみとなっている施設が多く、市民ニーズを捉えた多自然化が今後の課題となっています。

### ●河川敷の樹林化の進行

- ・中津川・相模川流域は宮ヶ瀬ダムによる水量調整により、氾濫がほとんどなくなったために本来の玉石の河川敷は少なくなり、乾燥して里地里山の植物が進出している所もあります。
- ・また、氾濫がほとんどなくなったことで、中州や河川敷の樹林化が著しく、ハリエンジュやアレチウリなどの外来種の樹木やツル植物が群生し、水辺に近づきにくいなどの問題も発生しています。

### c. 目指す姿

- ・現状と課題を踏まえ、河川・水辺における将来の目指す姿を以下に示します。
- 水辺の保全と再生**
  - ・既存施設の自然度向上として、河川沿いの緑化や護岸・河床の多自然化に向けた再整備等を推進し、湧水地の保全、オープンスペースの親水施設等の整備により市民にとって身近でオープンな水辺拠点を創出します。
- 見ることが少なくなった生き物(希少な種)の回復**
  - ・水の中ではスナヤツメやカマキリ、ミナミメダカ等、水辺ではカヤネズミやカワラノギク、ミズニラ等の希少種がみられる河川の復元を目指します。
- 自然環境と共生した水辺の利用**
  - ・ゴミの散乱や不要なバイク・車輛等の立ち入りによる踏み荒らしがなく、適切な外来種の対策を行うことで、自然と共生した利用を目指します。

### コラム5 相模川の在来種と外来種の割合

相模川の上依知地区における在来種と外来種の割合を整理した結果があります(平成21年厚木市調査)。それによると、草地では20～50%程度、樹林では25～30%程度が外来種となっていました。草地のうちオギなど背丈の高い群落でも、セイタカアワダチソウが約30%を占め、「セイタカアワダチソウは多年草で背丈も高く、種子散布量も多いため、排除が困難である。増殖し始めると在来種への影響が大きいため、経過観察が必要である。」とされています。



セイタカアワダチソウ群落

## 4) 農地

### a. 現状

- ・水田は食糧生産の場であるだけでなく、多様な生き物が生息・生育する水辺環境であり、水田の多様な生き物を餌とする鳥などの餌場としても利用されています。
- ・本市では、コメやナシ、ブドウ、イチゴなどが生産され、神奈川県でも農業が盛んな地域です。
- ・現在、米作りは川に近く、土地が低く平らで水を引きやすい地区を中心に行われており、キヌヒカリ、コシヒカリ等の品種が耕作されています。
- ・県内特有の品種で古くから栽培されていた、津久井在来大豆の生産に取り組む農家もあります。
- ・近年の農業就業者の減少や宅地整備化等により、水田などの農地の面積は減少傾向にあります。
- ・市内農業の活性化を図ることを目的に、厚木市民朝市や夕焼け市を定期的で開催し、厚木産の農作物の小中学校への活用を行うなど、地産地消を推進しています。



### b. 課題

#### ●後継者不足と遊休農地の増加

- ・輸入農産物の増加による農作物の価格低迷や原油・飼料等の高騰を背景に農業経営は不安定であり、これに高齢化と後継者不足が重なり、遊休農地が増加しています。

#### ●有害鳥獣被害の増加

- ・生息域の拡大や個体数の増加が著しいシカやイノシシ、サルなどの有害鳥獣による農作物への被害や、ヤマビルによる被害が増加しています。

#### ●農法の変化による生息・生育環境の減少

- ・農業生産効率を重視した土地改良事業や農道や農業用水路の整備、冬季の乾田化などの農法の導入により、生き物の生息・生育環境の消失や移動経路の分断を引き起こしています。

### c. 目指す姿

- ・現状と課題を踏まえ、農地における将来の目指す姿を以下に示します。

#### ●遊休農地の有効活用と担い手の育成

- ・就農意欲のある新規就農者の育成など、多様な労働力確保のために担い手の育成と支援策の強化を推進し、遊休農地の解消を目指します。

#### ●地産地消の推進

- ・農作物のブランド化や厚木市民朝市や夕焼け市、直売所の拡大など、地産地消の取組を推進し、生産者と消費者が同居する本市ならではの都市型農業の活性化を目指します。

#### ●環境保全型農業の推進

- ・水田や畑といった農地は、生き物の重要な生息・生育環境であり、その生き物を餌とする鳥類の餌場としての役割も果たしています。農薬や肥料の過度な使用は、生き物だけでなく、水質汚濁の原因となることから、生き物にも人間にもやさしい環境保全型農業を推進します。



## 5) 市街地

### a. 現状

- ・本市では、本厚木駅を中心として、主要な公共施設や商業・業務系機能が集積し、中心市街地を形成しています。また、丘陵地では市街地のほか、工業団地や住宅団地などの大規模な面的開発が進められてきました。
- ・開発や農地の減少などにより緑地は減少しており、市街地面積に対する緑地の割合は9.8%となっています（平成15年4月1日時点）。
- ・緑の減少により、生き物の生息地が喪失したり、分断されたりするなどの孤立化が進んでいるため、市街地でみられる生き物は非常に限られています。植物を例にとると、色鮮やかで手入れが容易な外来の園芸種を用いることが多いため、外来種が多いのが特徴です。
- ・一方で、市街地の緑を創出する取組として、公共施設の緑化や公園、街路樹、ポケットパークの整備等を行っています。また、「厚木市緑の銀行制度」、「厚木市みどりの基金」などの制度、屋上緑化への補助やボランティア団体による花壇管理等の取組も進められています。

### b. 課題

#### ●緑地の減少と分断の進行

- ・市街地中心部では建物が密集し、台地では、住宅地、工業団地、農地が混在するスプロール開発の様相を呈しています。唯一自然的環境を残している6河川と斜面緑地では、自然護岸の減少、住宅開発等による斜面緑地の分断等が進んでおり、現状の土地利用が進行すれば、市街地の自然が今後も失われていく恐れがあります。

#### ●市民、企業の意識改革

- ・山地から市街地までの街路樹や市民の庭、企業の緑地は生き物が移動する緑の回廊（コリドー）となります。これらの緑地空間を保全又は創出し、生き物のために利用してもらおうという意識が必要となります。
- ・また、緑化に際しては、外来種を使用しない、その土地の遺伝子を持った植物を使う、などにより地域の在来種を守ることが重要です。

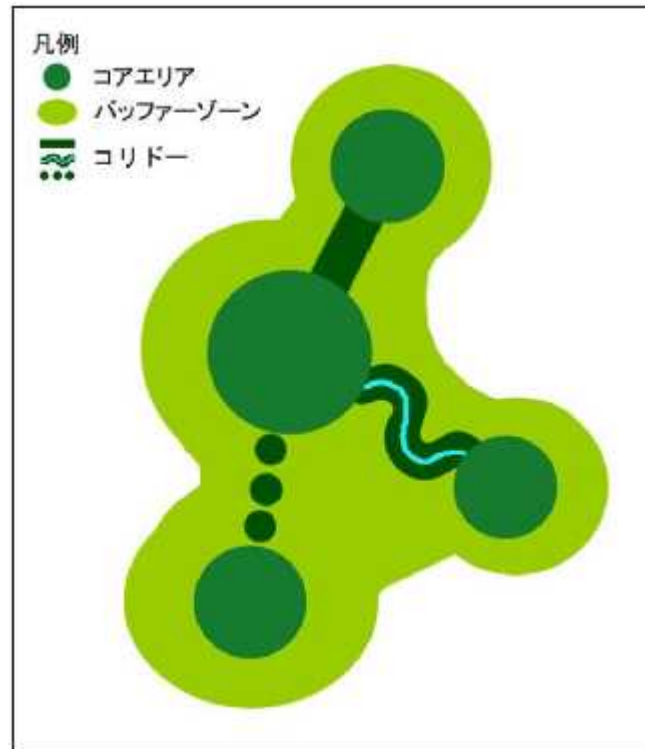
### c. 目指す姿

- ・現状と課題を踏まえ、市街地における将来の目指す姿を以下に示します。

#### ●緑の量と連続性の確保及びエコロジカルネットワークの構築

- ・緑の量を確保するため、道路緑化や工場緑化、公共施設の緑化・ビオトープ作り等により積極的に推進します。また、再開発事業等の実施にあたっては、既存の樹林等の適切な保全・整備と、積極的な緑地の創出が図れるよう、誘導に努めます。
- ・緑を分断させないため、丹沢や大山、相模川など、生き物の主要な生息・生育地につながるルートに街路樹を植栽することや、市が管理する公園緑地の生物多様性的な機能を高めるなど、中継点としての質の高い緑地を確保することを検討します。
- ・緑の量と連続性の確保は、エコロジカルネットワークの考え方を踏まえて構築します。エコロジカルネットワークとは、生き物が生息・生育する核となる地区（コアエリア）

と、コアエリアに対する外部からの影響を軽減する緩衝地区（バッファゾーン）を配置、保全するとともに、生き物が移動・交流することが可能なように回廊（コリドー）を確保することで種や遺伝的な多様性を保全するものです。



出典：「全国エコロジカル・ネットワーク構想（案）」  
 全国エコロジカル・ネットワーク構想検討委員会

- ・エコロジカルネットワークの一つとなるビオトープ作り、企業敷地内緑地等には、補助金制度の適用による緑化の推進や、学校ビオトープ等を維持・管理するための支援システムを作り、より強固なエコロジカルネットワークを目指します。

●市民、事業者と共に取り組む緑のまちづくり

- ・市街地の緑は、市民にとって大切な自然環境です。市民の手で守り育てるため、市民や事業者の意識改革を図り、緑地の維持管理や在来種を基本とした緑化の推進を柱として、市民、事業者、行政との協働による緑のまちづくりを推進します。

## 2-3 厚木市における自然環境保全に対するこれまでの取組と課題

## (1) これまでの取組

## 1) 条例の制定や計画の策定

本市は、恵まれた山河を擁する自然環境を背景に、良好な環境の確保に努めてきました。しかし、社会経済の発展、人口の増加等により生活環境が変化しつつあります。このような現状を踏まえて、良好な環境の確保を図るために、市民と行政が一体となって調和のとれたまちづくりを推進し、美しい自然と住み良い郷土をまもるため、「厚木市環境基本条例」を昭和61年に制定しています。

その後、良好な自然環境の保全や快適な生活環境の創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進させるため、厚木市環境基本条例に基づいて「厚木市環境基本計画」を平成16年に策定、平成21年に改定し、環境諸問題の変化に的確かつ迅速に対応しつつ、「自然と共生した環境にやさしいまちづくり」に取り組んでいます。

また、本市では、市民の環境保全活動を促すため、環境情報ツールの作成、イベント・キャンペーンの実施、講座や体験学習の開催等を行っています。このイベント・講座等のテーマとして、これまでは自然環境、美化、ごみ・リサイクル等に関するものが多く取り上げられてきました。今後はさらに、生物多様性の観点を取り入れた環境教育や環境保全活動を展開していく必要があると考えています。

## 2) 市民による取組

本市においては、自然環境の保全に関わる市民団体や学校・地域の活動も活発で、河川環境や森林、里山の保全活動等が行われています。

河川では、市内を流れる「ふるさとの川」相模川の美しい環境を守ろうと、「相模川クリーンキャンペーン」を定期的実施しています。クリーンキャンペーンには地元自治会や企業などの人々が集まり、早朝のゴミ拾いを実施しています。

山麓では、森林づくりを一人でも多くの方々に体験していただき、森林を保全する大切さや、身近な自然と触れ合う楽しさを実感してもらうため、枝打ち・除間伐とシイタケのホダ木づくりの「森林づくり体験教室」を実施しています。

また、里山では市民、事業者、行政が一体となって里山の豊かな自然環境を後世に引き継いで行くことを目的とした「里山マルチライブプラン」を平成14年からスタートしています。これにより、荻野と七沢の2つの地区では、参加者たちと地域の団体とが一緒に自然とのふれあいを楽しみながら汗を流し、少しずつではありますが、里山は本来の姿に戻りつつあります。



相模川クリーンキャンペーン



里山マルチライブプラン

## (2) 取組の課題

### 1) 自然環境の保全と再生

#### a. 環境の現状を踏まえた取組の推進

本市の環境特性は、市域の約3割を占める山林（山地）環境と、神奈川県で最大の河川延長・流域面積の相模川を擁する河川（水辺）環境、豊かな自然が残る七沢、荻野地区に代表される里地里山環境、そして県央地域を代表する拠点商業・業務地である本厚木駅周辺などの都市（市街地）環境に分けることができます。

自然環境の保全・再生を目指すとしても、それぞれの現状を踏まえた取組を行う必要があります。また、例えば山地と水辺だけの自然を保全したとしても、里地里山や市街地から自然環境が少なくなれば、生物多様性の推進の主旨から外れてしまいます。このため、バランスのとれた取組を推進する必要があります。

#### b. 農林業の振興

本市では、コメやナシ、ブドウ、イチゴなどが生産され、神奈川県でも農業が盛んな地域です。しかしながら、近年の農林業従事者の高齢化や、輸入品の増大など、農林業をとりまく状況に変化がみられ、今後も、耕作放棄地や手入れのされていない山林が増大する可能性があります。このため、農林業の振興を図るとともに、耕作放棄地や手入れのされていない山林の活用方法について検討する必要があります。

#### c. 外来生物情報のとりまとめ・発信

生態系の上位捕食者に位置し、生物多様性に及ぼす悪影響が指摘されているアライグマは、一部を除く市内ほぼ全域で捕獲されており、今後その生息数や分布の拡大を防ぐ必要があります。また、中荻野の広町公園におけるオオフサモ（水草）の繁茂や、相模川で確認されているアメリカザリガニ、タイワンシジミなど、身近な環境にも外来生物の生息や生育が目立ってきました。これら外来生物の拡大抑制や駆除を進めるとともに、市民の方が知らずに外来生物法で輸入が規制されている種を飼育・栽培しないよう、外来生物情報を正しく伝え、また情報を発信していく必要があります。

## 2) 情報の蓄積

### a. 調査研究機能・情報蓄積機能の充実

生物多様性の保全を行ううえで、動植物の生息・生育状況は、重要な情報です。これまで、市内でも教育委員会や郷土資料館により、大山、荻野、七沢等の地域や相模川における動植物の調査が行われてきましたが、継続した調査による現状の把握、また、市民団体等で行われている生き物調査等の情報を収集・蓄積し、一元的管理していくことが望まれます。最終的には、収集・蓄積した調査結果をデータベース化し、本戦略の推進や重要な種の保全等に活用していく必要があります。

### 3) 自然環境の重要さを伝える取組

#### a. 生物多様性とその重要性の理解の向上

市民や事業者が生物多様性に配慮した行動をとるためには、まず生物多様性を理解することが重要となります。

平成23年に本市が厚木市民及びその周辺市町村民に対して行ったアンケートでは、「生物多様性という言葉を知っている」方が26.3%、「意味は知らないが言葉は聞いたことがある」方が45.7%、「聞いたこともない」という方が28%でした。

内閣府が平成21年に国民に対して行ったアンケートでは、「言葉を聞いたことがある」方が36%であったことから、年々、生物多様性という言葉の認知度は高くなっているものの、その内容を理解している方は少ない状況にあると考えられます。

そのため、普及啓発や環境学習の実施、自然とふれあえる場の活用を促進することなどにより、生物多様性の内容について理解を深めていただく必要があります。

#### b. 市民・事業者等の参加・協働の拡充

本市では、「相模川クリーンキャンペーン」や「森林づくり体験教室」、「里山マルチライブプラン」など、自然環境の保全と再生を目的とした活動が行われています。しかし、活動に関する広報、及び活動母体となる市民団体の資金・人材についても限りがあり、多くの市民の方の参加は得られていない状況にあります。

このため、より多くの方が活動に参加できるよう、参加しやすいメニューづくりや、広報の充実、市民団体の資金や人材を支援するための施策などが必要となります。

#### コラム⑥ ヤマビルに注意!

厚木市内では、ヤマビルによる人への被害がみられるようになりました。ヤマビルは高温多湿を好み、沢筋や日陰の多い山道などに生息し、吸血の対象となる人や動物の気配を察知すると出沒して吸血します。

神奈川県では、ヤマビルは古くから丹沢山地の山奥の一部のみで生息していましたが、近年周辺山麓部にまで生息地が広がり、里山をはじめそこに隣接する住宅地にも出現し、吸血被害が多数報告されるようになってきました。

この原因は、ヤマビルを運ぶ野生動物（シカやイノシシなど）が増え、人里近くまで出沒するようになってきたこと、近年草刈りや落ち葉処理などの里地・里山の管理が行き届かなくなり、ヤマビルの生息に適した湿気の多い環境となっていることなどが挙げられています。



### コラム① アライグマ(特定外来生物)について

環境省は、外来生物（海外起源の外来種）のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの一部（特定外来生物）について、法律で種を指定し、飼養禁止や防除等を行うこととしています（外来生物法）。

特定外来生物に指定されているアライグマは、ペットとして導入されたものが野外に定着し、分布が拡大しています。1990年代半ばには、まとまった分布情報は北海道の札幌周辺、愛知県・岐阜県・長野県の県境地帯で得られていただけでしたが、2006年の調査では36の都道府県から分布情報が得られています。また、アライグマによると考えられるサギ類のコロニーの破壊やサンショウウオなどの在来種の捕食、農作物への被害などが報告されており、2010年度には全国で約3億5千万円の農業被害が発生しています。（引用：「生物多様性国家戦略2010-2020」平成24年9月環境省）

平成22年度の神奈川県報告によると、厚木市周辺でもほぼ全域で捕獲されています。農業への被害としては、河川や水路の付近で、家屋進入や野菜等への被害がみられています。これら被害に対して、市では「厚木市鳥獣被害防止計画」を策定し、檻による捕獲を中心とした対策を進めています。（引用：「厚木市鳥類被害防止計画」平成23年度厚木市）

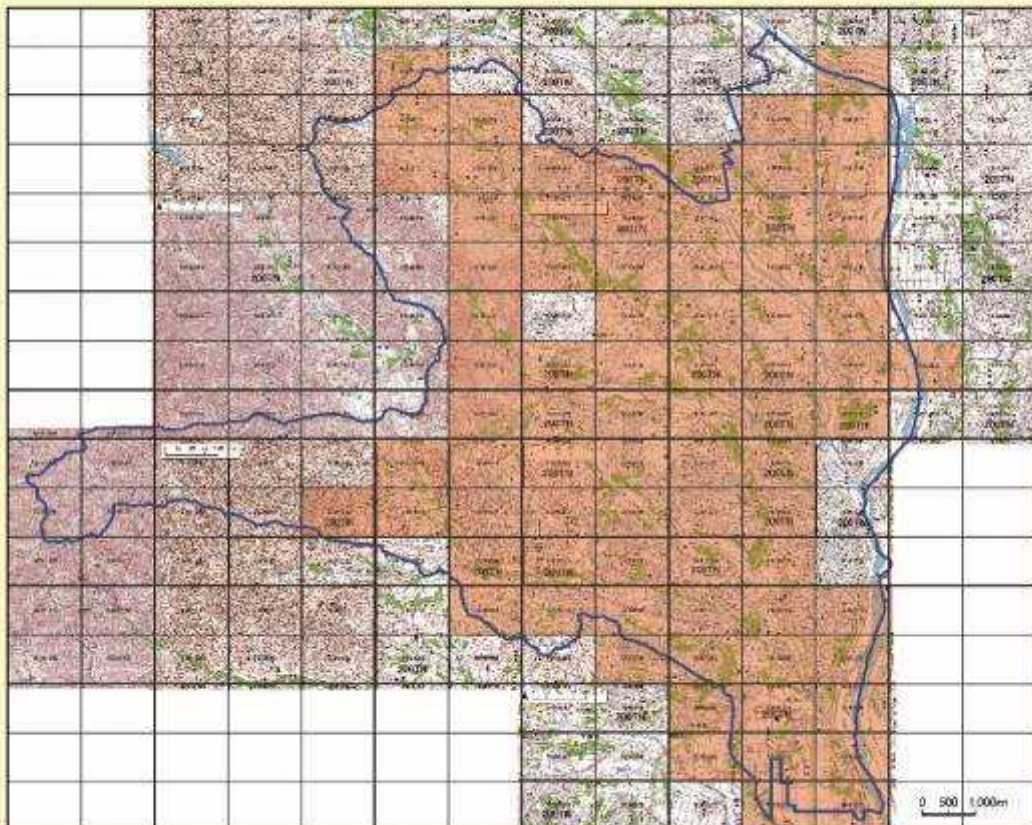


図 厚木市周辺のアライグマの生息分布（平成17年度から平成21年の捕獲データに基づく）  
※網掛け部分はアライグマが捕獲されたメッシュ

## 2-4 厚木市及びその周辺住民の意識

生物多様性に関する意識や市民等が考える生物多様性の状況・課題を把握するために、厚木市およびその周辺に生活する市民の方を対象に、アンケート調査を実施しました。その結果の一部を下表で紹介します。

アンケートの結果より、「生物多様性」という言葉は認知されているものの、その意味までは浸透していないことがわかります。

また、厚木市では保全活動として「里山マルチライブプラン」や「相模川クリーンキャンペーン」等を実施していますが、それらへの参加意欲は厚木市のみならずその周辺市町村の住民も高いことがわかりました。

ただし、参加意欲はあるものの、保全活動を行っていること自体を知らなかった方や、どうやって参加すればよいか分からない、という方が多くいました。そのため、いかにこのような活動を周知させるかが重要となります。また、ホームページ等を用いて簡単に参加申し込みできる窓口の設置等、気軽に参加できる仕組みが求められています。

	質問	結果
生物多様性に対する認知度	あなたは、「生物多様性」という言葉を知っていますか。 (1つ選択)	言葉を聞いたことがある、または知っている方が全体の約80%であることから、言葉としては広く認知されているものと考えられる。ただし、言葉の意味まで把握している方は全体の30%を下回っている。
保全への参加意欲	厚木市では、「里山マルチライブプラン」、「相模川クリーンキャンペーン」等を行っています。これらの活動についてお聞かせください。	厚木市民は、参加したことはないが今後参加したい、または参加したことがあり今後も参加したいという方が50%以上を占めていた。一方、厚木市民以外では約40%となっている。そのため、厚木市以外でも参加意欲が高いことが伺える。
市の取組のあり方	自然環境の保全活動に多くの方々が参加していただけるようにするためには、行政としてどんなことが必要だと思いますか。 (重要と思う3つ以内を選択)	「活動内容や日程、場所など、各団体に関する情報提供」が全体の約30%、「ホームページの開設など、気軽に参加を申し込む事ができる窓口」が全体の約20%を占めました。情報の提供、また気軽に参加できる仕組みが求められていることが伺える。

## 第3章 基本的な考え方と目標

### 3-1 目指すべき将来像と基本目標

#### (1) 目指すべき将来像

本市には、市街地だけでなく荻野、飯山等の里地里山、七沢等の山地、相模川や中津川等の河川など、多様で豊かな自然環境とそこに生息・生育する生き物がいます。この生き物の恵みによって、私たちの生活は豊かなものとなっています。

この自然の恩恵を後世に残し、今の自然環境を豊かにしていくために、目指すべき将来像を次のように掲げます。

**未来へつなげよう 自然のめぐみと暮らすまち あつぎ**

#### (2) 目標期間

本戦略は、生物多様性基本法第13条に規定されている「生物多様性地域戦略」として策定し、生物多様性国家戦略2010の中長期目標と整合させることから、目指すべき将来像を2050年に設定し、生物多様性の状態を現状以上に豊かなものにしていきます。

また、短期目標を2020年に設定します。これは、本戦略を推進していくための基礎的な地盤固めの期間とし、現在も続いている生物多様性の損失を止めるための行動を積極的に推進していきます。

#### (3) 基本目標

目指すべき将来像の実現に向け、今後の取組において中心にすえて推進する事項を、取組の基本目標とし、次の3つを掲げます。

##### 基本目標1 大山から相模川に広がる多様な自然環境の保全と再生

本市の特徴である大山から相模川に広がる、多様で豊かな自然環境の保全と再生を図り、人と生き物、そして自然とが共生するまちづくりを推進します。

##### 基本目標2 過去から未来へつなげる情報の蓄積

生物多様性の実態を正しく把握するために、関連する情報の収集・蓄積を行います。収集・蓄積した情報はデータベース化し、本戦略の推進や、重要な種の保全等に活用します。

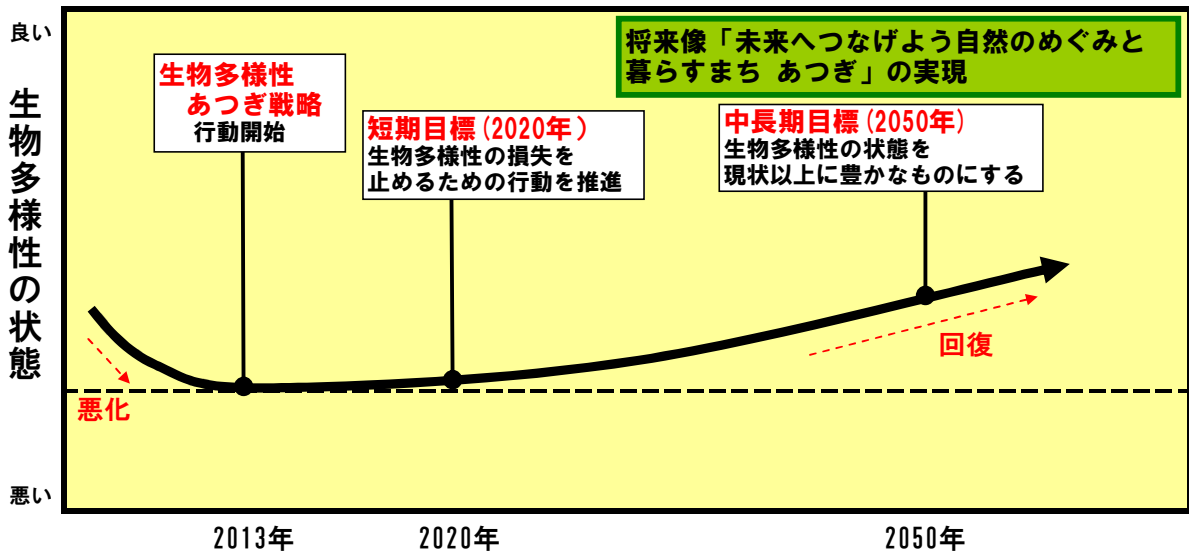
##### 基本目標3 自然環境の重要性を伝える取組

生物多様性の意味や重要性の普及、及び配慮意識の浸透等の啓発を行います。多様な環境学習の場を提供し、人と自然との共生に向けて、積極的に行動する人材を育み、活動の輪を広げていきます。



### 3-2 施策の過程

2050年の将来像の実現には、生物多様性をめぐる各種関連計画との整合をはかりつつ、段階的に着実に施策を展開していくことが必要です。そのため、戦略をスタートさせる2013年から2050年までのロードマップを作成しました。



#### (1) 戦略初期～短期段階(2013年～2020年)

戦略初期～短期段階では、水辺、里地里山、山地、市街地、農地それぞれの保全と再生に関する取組が着実に検討、実施されています。また、それぞれの場を有機的に結びつけるネットワークについても検討されています。情報の蓄積においては、市内および周辺に生息・生育する動植物の情報が一元的に整理され、また市民や市民団体等による生き物探しが行われ、データは拡充されています。自然環境の重要性を伝える取組についても、学校を中心に環境学習や自然体験等が行われています。

なお、この時期は、「元気な森づくり整備計画」による里山林の整備（平成28年を目処）、「厚木市緑の基本計画」による緑地面積の拡大（平成29年を目処）、「厚木市都市マスタープラン」による生物多様性の保全や、「厚木市地球温暖化対策実行計画」による森林等の保全創出の目処とする年次と整合します。

#### (2) 戦略中期～長期段階(2020年～2050年)

初期～短期段階での取組の結果から、保全と再生の成果が物理的に現れてきます。例としては、農業が活性化し山林も手入れされ、多様な動植物が生育・生息しており、また都市化が進む市街地の緑化が推進され、公園でも多くの動物や植物に触れ合える状態となります。また、戦略初期～短期段階では行政主体の取組であったものが、この時期には市民自らが無理をせず、日常的に取り組んでいることを目指します。

なお、この時期は、神奈川県「森林再生50年構想」の構想年次とも整合し、神奈川県全体でもみても豊かな森林が再生しています。

<参考：生物多様性をめぐる各種関連計画>

関連計画	概要
<p>「生物多様性国家戦略 2010」 平成 22 年 3 月 環境省</p>	<p>◆2008 年の生物多様性基本法制定をうけ、2010 年に法定戦略として閣議決定された。目標年を明示した総合的・段階的な目標を設定している。 ※中長期目標（2050 年） ：生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとする。 ※短期目標（2020 年） ：生物多様性の損失を止めるために、2020 年までの目標として、「生物多様性の状況の分析・把握、保全活動の拡大」、「生物多様性を減少させない方法の構築、持続可能な利用」、「生物多様性の社会への浸透、新たな活動の実践」を掲げている。</p>
<p>「神奈川県における生物多様性の保全に向けて（提言）」 平成 23 年 7 月 神奈川県生物多様性保全検討委員会</p>	<p>◆神奈川県生物多様性検討委員会で協議を行い、神奈川県らしい生物多様性の保全の取組として、具体例を挙げながら、①統合的な戦略と行動計画の策定及び推進、②行動施策へ浸透させる仕組みの検討、③社会へ浸透させる仕組みの 3 つの提言を掲げている。</p>
<p>「神奈川みどり計画」 平成 18 年 3 月 神奈川県</p>	<p>◆県全体のみどりについての保全・再生・創出の指針を示し、みどりの施策の体系的な推進を図るための計画。 以下 3 つを目標に置いて計画を策定。 ①県全体のみどりの保全・再生・創出の体系的指針をわかりやすく示すこと。 ②みどりの配置、及び具体的な保全・再生・創出の手法と施策を示すこと。 ③みどりの量とともに、質の確保に取り組み、生物多様性の保全と充実を目指すこと。</p>
<p>「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」 平成 17 年 11 月 神奈川県</p>	<p>◆暮らしを支える良質な水を、将来にわたって安定的に確保するためには、豊かな水を育む森林や清らかな水源を保全・再生するための総合的な取組を、長期にわたり継続的に進めていく必要がある。本大綱では、20 年間を視野に入れた水源環境保全・再生施策を総合的・体系的に推進するための取組の基本的考え方や分野ごとの施策展開の方向性などを示している。</p>
<p>「第 11 次神奈川県鳥獣保護事業計画書」 平成 24 年 4 月 神奈川県</p>	<p>◆鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく法定計画で、国が定める鳥獣の保護事業を実施するための基本的な指針に基づき、県知事が、地域の鳥獣の生息状況に応じた鳥獣保護行政を推進していくために定める計画。</p>
<p>「厚木市鳥獣被害防止計画」 平成 23 年度 厚木市</p>	<p>◆対象鳥獣をニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、アライグマ、カラス、ドバト、ムクドリ、スズメとして、捕獲中心の被害対策から広域的な獣害防護柵（電気柵）の設置に努めてきた。今後も、人と野生動物の棲み分けを実現するために、広域的な獣害防護柵の設置に努めると共に、地域が主体となって被害防除対策を講じ、有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりに向けた体制の整備に取り組む。</p>
<p>「第 2 期丹沢大山自然再生計画」 平成 24 年 3 月 神奈川県</p>	<p>◆各種の自然環境保全対策を科学的・総合的に実行することによって、丹沢山地の生物多様性の保全と再生を図る。</p>

関連計画	概要
<p>「森林再生 50 年構想」 平成 18 年 10 月 神奈川県</p>	<p>◆「かながわ森林再生 50 年構想」は、丹沢大山地域のブナやモミ林の荒廃や、林業の衰退により手入れの行き届かない人工林の増加など、荒廃が進む県内森林全体について、再生の方向と目指す姿を絵や数値などで県民へ示したものの。</p>
<p>「第 9 次厚木市総合計画」 平成 21 年 3 月 厚木市</p>	<p>◆「元気あふれる創造性豊かな協働・交流都市 あつぎ」を将来都市像として、5 つのまちづくりの目標と 3 つの重点戦略を定めるとともに、まちづくりを進める上での 5 つの基本政策等を示している。</p>
<p>「厚木市緑の基本計画」 平成 16 年 3 月 厚木市</p>	<p>◆本市における緑の確保、公園・緑地の整備等に対するため、長期的視野にたつて将来確保すべき緑地の目標量を定め、緑地のもつ種々の機能を踏まえつつ、「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観」の 4 つの系統に及ぶ緑地の配置計画を策定し、その実現のための方針・施策を立案。 ◆都市全体の緑化目標量は、緑地の確保の目標水準となる都市計画区域面積に対する緑地の割合を 36.2%とすることを目標としている（平成 29 年）。</p>
<p>「厚木市都市マスタープラン」 平成 21 年 3 月 厚木市</p>	<p>◆これまで進めてきた都市づくりの実情や課題を踏まえて、心の豊かさやゆとりを誰もが実感できるまちづくりを進め、県央の拠点都市としてふさわしい都市を実現するための方針を具体的に示している。</p>
<p>「厚木市地球温暖化対策実行計画」 平成 23 年 3 月 厚木市</p>	<p>◆2011 年度（平成 23 年度）から 2020 年度（平成 32 年度）までの 10 年間に於いて、「再生可能エネルギーの普及拡大」、「省エネルギーの推進」、「低炭素まちづくりの推進」、「循環型社会の構築」、「森林等の保全・創出」、「情報提供と環境教育の充実」の施策を展開。</p>
<p>「元気な森づくり整備計画」 平成 23 年 3 月 厚木市</p>	<p>◆針葉樹林における「森林の若返り」、「手入れ不足の解消」、広葉樹林における「放置された里山林の整備」を、平成 24 年度～平成 28 年度までの 5 年間で実施。</p>
<p>「厚木市景観計画」 平成 22 年 3 月 厚木市</p>	<p>◆「丹沢大山山地の魅力ある自然景観の保全と自然に親しみレクリエーションの場としての活用の両立」、「地域に残る自然や歴史的資源の適切な維持・活用により、ゆとりと潤いが感じられる里山景観の保全・形成」等を推進。</p>
<p>「厚木市産業マスタープラン」 平成 24 年 3 月 厚木市</p>	<p>◆第 9 次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」の趣旨に基づく本市の産業振興における計画として、平成 14 年に策定した「厚木市産業活性化プラン」を時代に即した内容に見直し、今後の施策の方向性や具体的な方策を新たに定めている。時代に即した新たな「産業振興計画」と、新規企業の市内立地と既存企業の市内再投資を促進させる「企業誘致戦略」の 2 つを柱としている。</p>
<p>「水辺ふれあい構想」 平成 19 年 7 月 厚木市</p>	<p>◆本市の自然環境を構成する重要な要素である水辺（河川、小川、池、水源など）を対象に、憩いと活動の場の再生と創出に努め、水辺と人とのふれあいをより身近にする新たなまちづくりを進めることで、心やすらぐ環境と元気なあつぎを目指す。（平成 19 年度～平成 38 年度）</p>

## 第4章 行動計画

## 4-1 施策の体系

2050年の目指すべき将来像を実現するためには、現状の課題を踏まえ、本戦略において基本目標に掲げた取組の推進を図る必要があります。

ここでは、2050年の将来像実現のために必要な施策を体系的に取りまとめています。第3章で示した基本目標と関連付けながら示した施策の全体像は次の通りです。

基本目標	行動戦略	具体的施策
大山から相模川に広がる多様な自然環境の保全と再生	①山地の保全と再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>○森林の維持管理の推進</li> <li>○森林整備・管理の人材確保</li> <li>○私有林の管理支援の実施</li> <li>○厚木産木材の活用促進</li> <li>○林産物の活用促進</li> </ul>
	②里地里山の保全と再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>○里地里山保全促進条例の制定</li> <li>○棚田修復作業体験の実施</li> <li>○（仮称）健康こどもの森整備事業の推進</li> <li>○ハイキングコースの周辺環境の整備</li> <li>○有害鳥獣対策の推進</li> </ul>
	③水辺の保全と再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多自然川づくりの推進</li> <li>○親水空間の整備</li> <li>○谷戸・水辺の再生事業の推進</li> <li>○水辺の環境学習の推進</li> <li>○河川愛護・美化運動の推進</li> </ul>
	④農地の保全と再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遊休農地の解消</li> <li>○市民農園の拡充</li> <li>○農業従事者の育成</li> <li>○環境保全型農業の推進</li> <li>○地産地消の推進</li> <li>○有害鳥獣対策の推進（再掲）</li> </ul>
	⑤市街地における自然の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設の緑化推進</li> <li>○都市公園における緑の質の向上及び道路緑化の推進</li> <li>○民有地の緑化の推進</li> <li>○斜面緑地の保全</li> <li>○屋上緑化等の推進</li> <li>○環境配慮型の市街地整備</li> </ul>
	⑥全市における生物多様性の保全と再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水と緑の連続性の確保</li> <li>○ビオトープの推進</li> <li>○希少野生動植物の保全</li> <li>○外来種等の対策</li> <li>○野生鳥獣の保護と管理</li> <li>○重要地域の保全、質の向上</li> </ul>

基本 目標	行動戦略	具体的施策
過去から未来へつなげる情報の蓄積	⑦生き物に関する調査の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生き物の生息、生育状況調査の推進</li> <li>○市内の生物多様性に関する情報の収集・蓄積、データベースの構築</li> <li>○厚木市版レッドデータの作成</li> <li>○市民協働による生き物調査の推進</li> </ul>
自然環境の重要性を伝える取組	⑧生物多様性の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境教育等の充実</li> <li>○環境保全活動の促進</li> <li>○グリーンフラッグの取得の推進</li> <li>○人材育成、リーダーの養成</li> <li>○環境保全活動団体支援</li> <li>○情報発信の充実</li> </ul>

## 4-2 行動戦略と具体的施策

## 行動戦略① 山地の保全と再生

県内で最初の「森林セラピー基地」に認定されている森林を有する本市の森林面積は2,644haで、市域面積の約28%を占めています。この山林が、ライフスタイルの変化等による活用機会の減少や林業に携わる労働者の高齢化などにより、手入れの届かない山林が増え、森林は荒廃化した状況となっています。

本市では、豊かな森林を再生することは地球環境保全はもとより、林業施策を推進する上でも重要な責務であると考え、それらの持続的な保全・活用を推進します。

具体的施策	施策の内容
森林の維持管理の推進	荒廃した森林の多面的・公益的機能の高揚と若返りを目的に、森林の適正な維持管理を推進します。
森林整備・管理の人材確保	森林の適切な管理を行う人材を確保するために、市民や事業者働きかけ、森林管理作業内容（難易度）に応じた人材の確保を行います。また、林業就労への誘導や、林業就労希望者の森林組合への斡旋、研修・体験機会の提供等を推進します。
私有林の管理支援の実施	手入れの行き届かない私有林については、県と連携し管理支援を行い、森林の適正な維持管理を推進します。
厚木産木材の活用促進	市内林業の再生に向け、林業事業者と木材供給業者等との連携による厚木産木材の活用を推進します。また、市の公共施設整備においては、厚木産木材の積極的な活用を推進します。
林産物の活用促進	森林管理に伴い発生するキノコやシカ、イノシシ等の加工品についても活用方法を検討し利用の促進を図ります。



森林ボランティアによる森林整備



森林ボランティアによる森林整備

## 行動戦略② 里地里山の保全と再生

里地里山には、二次林や水田、湿地やため池など、多様な自然環境が存在し、そこに適応する多くの生き物に生息・生育環境を与えています。

人の手が入らなくなったことで荒廃が進む里地里山に再び手を入れることで、里地里山の再生、またシカやイノシシ、ヤマビル等の増加による生物多様性の衰退防止を目指して、以下の行動を推進します。

具体的施策	施策の内容
里地里山保全促進条例の制定	里地里山保全促進条例を制定し、多様な主体が連携して、里地里山の保全と再生を推進します。
棚田修復作業体験の実施	地域の活動団体等と市民ボランティアとの連携により、耕作放棄地となった棚田等の修復作業体験を実施します。
(仮称)健康こどもの森整備事業の推進	(仮称)健康こどもの森整備事業を推進し、本市の豊かな樹林地、丘陵地、谷戸地等の里山環境を利用し、多様な自然環境を素材とした遊び場や学習の場としての活動拠点を整備します。
ハイキングコースの周辺環境の整備	生物多様性に配慮したハイキングコースの周辺環境の整備を行い、林床植物の再生を推進します。
有害鳥獣対策の推進	有害鳥獣対策として、侵入防止柵の設置管理、個体数調整等を行うことで鳥獣との共生・共存の推進を図ります。



里山マルチライブプラン（田植体験）



里山マルチライブプラン（炭焼体験）

### 行動戦略③ 水辺の保全と再生

本市は、丹沢山地に連なる丘陵地帯から緩やかに開けた地形に加え、相模川を幹として中津川や中小河川が枝状に広がり、市民の暮らしや産業を支える水辺が常に身近に点在しています。そこで、このような特徴を生かし、水辺とそこで育まれた生き物や景観、文化を地域が長い年月をかけて守り・育んできた地域固有の資源と捉え、それらの持続的な保全・活用を推進します。

具体的施策	施策の内容
多自然川づくりの推進	河川を改修・整備する際には生態系に配慮し、自然との共存に配慮した多自然川づくりを推進します。
親水空間の整備	多自然川づくりとともに、河川等の水辺に親しむことができる、水辺ふれあい空間の整備を推進します。
谷戸・水辺の再生事業の推進	谷戸や水辺を再生し、多様な生き物の生育環境の再生・保全を図り、市民が自然観察や散策などの水辺環境と親しむことの出来る環境整備を推進します。
水辺の環境学習の推進	小学生を対象に、水の調査、水生生物調査、ごみの状況調査等を実施し、未来を担う子どもたちの生物多様性に対する意識の向上を図ります。
河川愛護・美化運動の推進	市民協働による河川・水辺の清掃活動、クリーンキャンペーン等を実施し、河川の環境改善を図ります。



三田せせらぎの小道



下川入善明川の水辺



## 行動戦略④ 農地の保全と再生

水田は食糧生産の場であるだけでなく、多様な生き物が生息・生育する水辺環境であり、水田の多様な生き物を餌とする鳥などの餌場としても利用されています。

農地の有効活用と担い手の育成、地産地消の推進による農地の保全と再生、また環境保全型農業を推進し、生産者と消費者が同居する、本市ならではの都市型農業の活性化を目指して、以下の行動を推進します。

具体的施策	施策の内容
遊休農地の解消	緑地としての保水性や良好な景観、生物多様性の保全など多面的機能を有する農地について、新たな担い手の育成や遊休農地の解消を図りながら、持続的な活用を促進します。
市民農園の拡充	農地の有効利用を推進するとともに、市民の憩いと安らぎの場を提供する市民農園を拡充します。
農業従事者の育成	農業後継者の活動支援及び市民を対象とした農業体験等を実施し、農業に対する理解を深め、就農環境づくりを推進することにより、農業の担い手である後継者の育成を推進します。
環境保全型農業の推進	生物多様性に配慮した環境保全型農業のあり方についての普及啓発を推進します。
地産地消の推進	地産地消を推進するため、厚木市民朝市や夕焼け市の開催、直販所等の拡充を行うとともに、厚木産農作物の小中学校給食などへの活用を推進します。
有害鳥獣対策の推進（再掲）	有害鳥獣対策として、侵入防止柵の設置管理、個体数調整等を行うことで鳥獣との共生・共存の推進を図ります。



厚木市民朝市



厚木市市民農園

## 行動戦略⑤ 市街地における自然の創出

本市は、神奈川県を代表する丹沢山系の自然公園と相模川に囲まれ、相模川を含む6河川の流域にある台地や低地に、放射状に広がる市街地が形成されています。

特に、山間部から河岸段丘につながる緑地や6河川の水面とそれを取り囲む農地の緑などは厚木らしい緑の風景となっています。

しかしながら、土地利用上、農地の減少が見られ、特に市街化区域内の斜面緑地では、台地部から広がる高層住宅等により緑地が減少しており、市街地の自然が今後も失われていく恐れがあります。そこで、これらを防止するために、骨格的な緑を今後とも保全する緑として位置付け継承していくとともに、積極的な市街地の緑の創出に努めていきます。

具体的施策	施策の内容
公共施設の緑化推進	市街地の緑の創出を図るため公共施設のさらなる緑化を推進します。
都市公園における緑の質の向上及び道路緑化の推進	緑の基本計画に基づき、都市公園の整備、道路緑化を推進し、市街地の緑の創出を推進します。また、公園施設の緑の質の向上と、市民協働事業として草花の植え付け、育成管理を行い市街地の緑の創出を図ります。
私有地の緑化の推進	私有地の敷地内緑化やブロック塀の生け垣化、ビオトープ作り等の促進に向けて、工法の紹介や奨励金の交付等を実施し、私有地の緑化を推進します。
斜面緑地の保全	斜面緑地保存地区の指定制度を活用し、優良な斜面緑地として指定する地区の増加を検討するとともに、指定を受けていない個所からの新規指定を推進し、市街地の緑の保全を図ります。
屋上緑化等の推進	民間建築物の屋上への緑化に必要な経費の一部を、厚木市屋上緑化補助金交付要綱に基づき補助します。
環境配慮型の市街地整備	都市機能を集積し、魅力的な都市拠点とするための本厚木駅周辺の市街地整備などにおいて、緑化を推進するなど環境配慮型の市街地整備を推進します。



屋上緑化



ぼうさいの丘公園

## 行動戦略⑥ 全市における生物多様性の保全と再生

山地、里地里山、水辺、農地及び市街地における各戦略が、バランスよく結びつきながら推進するよう、全市における生物多様性の保全と再生を推進し、水と緑の連続性の確保に努めます。

具体的施策	施策の内容
水と緑の連続性の確保	山地、里地里山、農地、河川・水辺、市街地などの多様な自然環境の保全と再生を行い、それぞれのエリアを緑と水のネットワークでつなぎ、バランスのとれた保全と再生を推進します。
ビオトープの推進	学校や公共施設等へのビオトープの創出を推進し、身近に生き物にふれあえる場の拡充を図ります。また、それらを維持・管理するための支援システムを整備します。
希少野生動植物の保全	希少野生動植物のモニタリング調査を実施し、絶滅の恐れのある種については、適切な保全活動を実施します。
外来種等の対策	種の多様性、遺伝子の多様性を保全するため、市民、市民団体等と連携し、外来種等の防除を積極的に推進します。
野生鳥獣の保護と管理	野生鳥獣の保護管理は、鳥獣の生息状況などに即して科学的・計画的に進める必要があることから、野生鳥獣の生息状況などの調査、研究を推進し、個体数調整を含めた捕獲規制を適正に実施します。
重要地域の保全、質の向上	本市の優れた自然環境を残す重要地域を抽出するための調査を行うとともに、法令等の効果的な運用により、優れた自然環境の保護・保全を推進します。



玉川



飯山の田園風景

## 行動戦略⑦ 生き物に関する調査の推進

市域の生き物や自然環境調査を継続して実施し、本市の生物多様性の実態の把握に努めます。また、それらの情報を一元管理し、行政と市民、事業者、市民団体等が協働で市内の生き物を中・長期的に監視していく体制を整備します。

具体的施策	施策の内容
生き物の生息、生育状況調査の推進	継続して実施してきた市域の動植物の生息・生育状況について、経年変化の把握に努め、今後も継続した調査を実施します。また、市域及び広域の生態系ネットワークの形成に向け、情報の不足している地域やより詳細な調査の必要な地域について調査の拡大を推進します。
市内の生物多様性に関する情報の収集・蓄積、データベースの構築	行政や市民協働で行ってきた生き物調査、自然環境調査等の生物多様性に関する情報を一元管理することで、情報の共有化、データベース化を推進します。
厚木市版レッドデータの作成	厚木市版のレッドデータを作成し、継続したモニタリングを行い、市域で絶滅の恐れのある種を対象に保全活動を推進します。
市民協働による生き物調査の推進	動植物の生息、生育状況調査にあたっては、市民との協働による生き物調査を積極的に推進し、情報の蓄積と自然環境に対する興味の向上を図ります。



市民団体による調査の様子



ライトトラップ調査

## 行動戦略⑧ 生物多様性の普及啓発

生物多様性の保全と持続可能な利用を図っていくためには、市民や事業者が、生物多様性について、十分な理解を持ち、生物多様性のために市民や事業者などの各主体が行動し、取組に参画する社会を構築していく必要があります。

多様な環境教育、環境学習など自然とふれあえる機会の創出を図り、環境保全活動を行う市民や市民団体の活動支援も行っていきます。

具体的施策	施策の内容
環境教育等の充実	関係団体等と協力し、環境学習講座を開催し、生物多様性に対する意識の啓発と環境保全のために自ら率先して行動できる人材育成、機会の創出を図ります。
環境保全活動の促進	行政や市民団体等の環境保全活動に関する情報発信を積極的に行い、市民が気軽に参加できる仕組みを構築します。また、環境保全活動に興味を持てるようなイベントを開催したり、市民、市民団体等によるイベントも可能な限り支援します。
グリーンフラッグの取得の推進	小中学校や保育所における環境教育の一環として、エコスクールプログラムへの参加による、グリーンフラッグ認証の取得を推進し、子どもたちの環境保全に対する意識の向上を図ります。
人材育成、リーダーの養成	関係団体等と協力し、地域で率先して環境保全活動を実施し、環境学習講座等の講師となるような人材育成を推進します。
環境保全活動団体支援	市民団体や市民による生物多様性に関する保全活動が継続して続けられるような支援を行い、環境保全活動が効果的・持続的に推進できる環境を整備します。
情報発信の充実	市ホームページや広報あつぎを活用し、外来種に関する情報やペットの飼い主へのマナーの啓発など、生物多様性に関する情報発信を行い市民への普及啓発を図ります。



植樹の様子



エコスクールプログラムへの参加

## 第5章 推進体制と進行管理

### 5-1 各主体の役割

本市は国や県と連携を図りつつ、市内の生物多様性の保全と生き物の恵みの持続的な利用の推進のため、本戦略に基づき積極的な取組を行います。

また、行政だけでなく市民一人ひとりが生物多様性に関心を深め、生物多様性に配慮した行動を起こすことが必要です。

市民、事業者、市民団体等がそれぞれに期待される役割を果たしながら、相互に連携するために、関係主体との連携・協働を進めます。

#### 【市民の役割】

自然環境学習や自然環境保全活動に参加するなど、日頃から生物多様性に関する情報に関心を持つとともに、生物多様性に配慮したライフスタイルの実現を目指します。

#### 【事業者の役割】

事業活動の様々な場面において、生物多様性の保全に配慮し、社員ボランティアによる森林や里地里山の保全活動への参加や、社員に対する自然環境教育の実施など、行政や市民団体等との協働による CSR 活動にも取り組みます。

#### 【市民団体等の役割】

生物多様性の保全・再生に関する活動や、生物多様性の現況調査、モニタリング調査、情報の収集・提供等を自ら企画・実施するとともに、市が行う活動・調査等に協力します。

#### 【市の役割】

生物多様性の実態の把握に努め、その情報を市民に提供するとともに、市民、事業者、市民団体等のそれぞれの役割を、十分に果たすことができるように支援しながら、相互の連携を促進し、生物多様性の保全活動の輪を広げていきます。

5-2 推進体制

生物多様性の保全と持続可能な利用を目指す本戦略を、より実効性の高いものとするため、市、事業者、市民、市民団体等が連携して生物多様性の保全、再生に向けて取り組む必要があります。

そのため、市、事業者、市民団体、学識経験者等からなる「生物多様性あつぎ戦略推進委員会」を計画推進の中心的な役割を果たす組織とします。

また、生物多様性に関する情報の共有と、その情報を生かした今後の施策の検討を進めていくため、市職員からなる「生物多様性あつぎ戦略庁内推進委員会」を設置します。

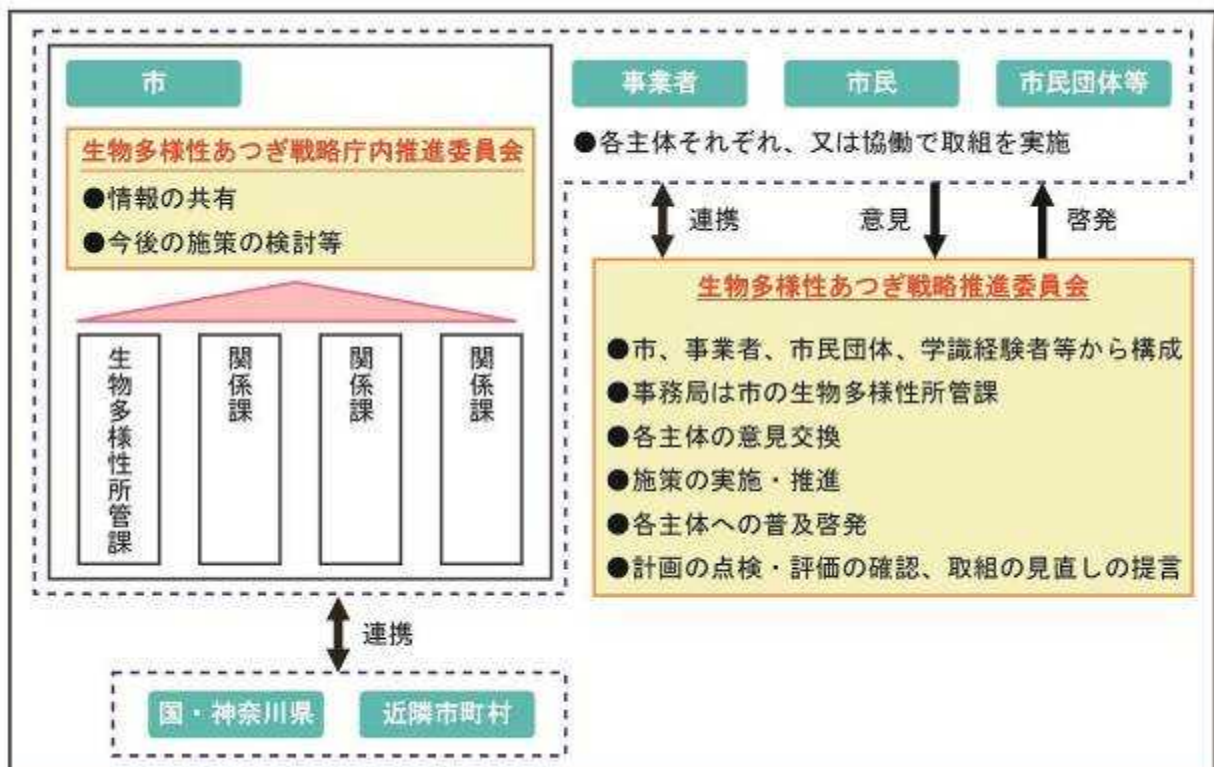
【生物多様性あつぎ戦略推進委員会】

生物多様性あつぎ戦略推進委員会は、市、事業者、市民団体、学識経験者等から構成し、事務局は市の生物多様性所管課が担います。

本委員会の主な役割として、各主体との意見交換、施策の実施・推進、各主体への普及啓発等を行います。また、戦略の点検・評価を確認し、取組の見直しを提言します。

【生物多様性あつぎ戦略庁内推進委員会】

生物多様性あつぎ戦略庁内推進委員会は、生物多様性の保全、再生に関連する部署の職員から構成し、主な役割として生物多様性に関する情報の共有と、その情報を生かした今後の施策の検討を進めていきます。



### 5-3 進行管理

確実な施策の実施には、計画の進捗状況や、社会状況の変化を反映しながら、適宜計画を見直し、施策を更新していく必要があります。その際、行政だけで実施せず、市民や事業者等と連携して情報共有や意見交換会を実施することで、施策を改善していくことも必要です。

なお、本計画の見直しは5年毎とし、生物のモニタリング調査結果や、施策の実施状況を点検・評価していきます。この点検・評価は市と生物多様性あつぎ戦略推進委員会が主体となって行います。

また、本戦略の各種施策の進行状況は「PDCA サイクル」により継続的に改善していくこととします。「Plan (計画)」→「Do (実施)」→「Check (点検・評価)」→「Action (見直し)」のPDCAを順次繰り返し行うことで、継続的に改善を図っていきます。





## 資料編

## 資料 1 戦略策定体制

本戦略の策定にあたっては、平成 22・23・24 年度に、学識経験者や市内の自然環境保全団体の代表者、市内の関係行政機関を交えて検討委員会を実施しました。

この他、市民の意識把握のためのアンケート調査（郵送、WEB）を実施しました。

## 厚木市生物多様性地域戦略検討委員会

回数	開催日	主な内容
平成 22 年度 第 1 回	平成 22 年 7 月 21 日	今後の進め方
平成 22 年度 第 2 回	平成 22 年 12 月 8 日	厚木市の自然環境の状況
平成 23 年度 第 1 回	平成 23 年 9 月 29 日	現状認識、課題及び今後取り組むべき具体的な活動等
平成 23 年度 第 2 回	平成 24 年 1 月 12 日	厚木市の社会・経済的状況及び自然状況、市民アンケート結果
平成 23 年度 第 3 回	平成 24 年 3 月 22 日	地域戦略の基本的な考え方 目標及び施策等の方向性の確認
平成 24 年度 第 1 回	平成 24 年 9 月 28 日	地域戦略案について
平成 24 年度 第 2 回	平成 24 年 12 月 21 日	地域戦略修正案について
平成 24 年度 第 3 回	平成 25 年 3 月 15 日	地域戦略修正案について

## 検討委員会の委員

氏名	選出区分	所属団体等	備考
青木 雄司	学識経験	公益財団法人神奈川県公園協会	
青砥 航次	自然環境保全	NPO 法人神奈川県自然保護協会	副委員長
新井 一政	学識経験	神奈川県生命の星・地球博物館	
槐 真史	関係行政機関	厚木市文化財保護課	
大矢 和人	農産物生産	厚木市農業協同組合	平成 22、23 年度
古塩 孝行	農産物生産	厚木市農業協同組合	平成 24 年度
岡島 秀治	学識経験	東京農業大学	委員長
勝呂 尚之	関係行政機関	神奈川県水産技術センター内水面試験場	
清田 増夫	学識経験	厚木愛甲獣医師会	
長岡 恂	自然環境保全	厚木植物会	
花上 友彦	自然環境保全	荻野自然観察会	
藤井 幹	学識経験	公益財団法人日本鳥類保護連盟	
吉田 文雄	学識経験	神奈川県立足柄ふれあい村	

## アンケート調査

調査方法	調査期間	
郵送調査	郵送日	平成 23 年 11 月 14 日
	回収期限	平成 23 年 11 月 28 日
インターネット調査	実施期間	平成 23 年 11 月 14 日～平成 23 年 11 月 28 日

## 資料 2 厚木市及びその周辺住民の意識（アンケート調査）

### 1. 調査方法

幅広い年代の方から多くのアンケート結果を回収するために、「郵送調査」と「インターネット調査」を併用して実施しました。なお、調査は20歳以上の方を対象に行いました。

#### 1) 郵送調査

市において無作為に抽出した20歳以上の厚木市民1000人へ、郵送による調査を行いました。

#### 2) インターネット調査

市政への意見反映を目的として設置している「インターネットモニターあつぎ」に登録しているモニター市民、及びリサーチ会社の登録会員を対象としてインターネットによる調査を行いました。

##### a. インターネットモニターあつぎ

登録モニターの方にメールを配信し、インターネット上で回答して頂きました。なお、回答数の上限設定は行いませんでした。

##### b. アンケート調査会社

リサーチ会社に登録している会員の方にメールを配信し、インターネット上で回答して頂きました。

自然環境は連続していることから、調査対象は厚木市とその周辺市町村（海老名市、伊勢原市、座間市、愛川町、清川村）に在住の方としました。

調査にあたっては回答数の上限を1,000に設定し、厚木市とその周辺市町村の人口比率を考慮して予定回答数を決定しました。

- ・厚木市予定回答数には人口比に対して2倍の重み付け。
- ・厚木市に関しては市民の男女比率、年齢比率を考慮して予定回答数を設定。

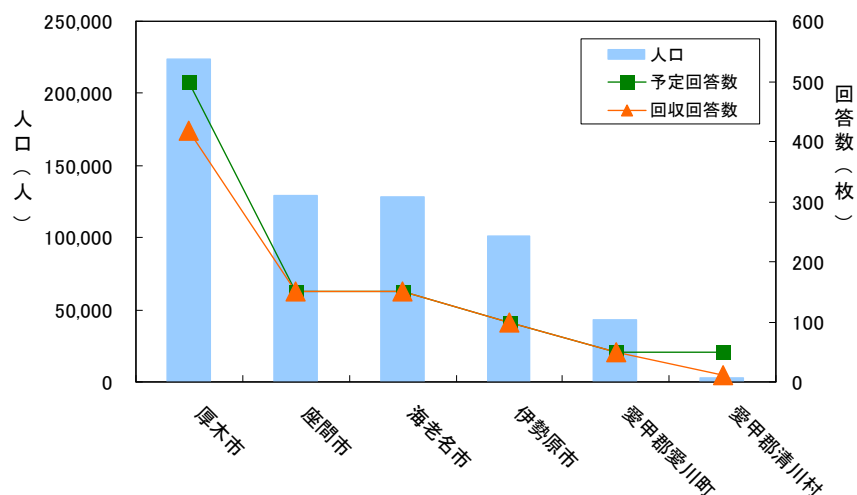
各市町村の予定回答数と回収回答数、また厚木市における男女別・年代別の予定回答数と回収回答数は次頁の表、図に示すとおりです。

調査の結果、概ね予定回答数と同数の回答を得ることが出来ましたが、登録会員数が少ない愛甲郡清川村の方と、厚木市の60歳以上の方については、予定回答数より回収回答数が少ない結果となりました。

各市町村の人口と回答数

	人口	予定回答数	回収回答数
厚木市	224,107	500*	417
海老名市	127,829	150	150
伊勢原市	101,142	100	100
座間市	129,372	150	150
愛甲郡愛川町	43,004	50	50
愛甲郡清川村	3,194	50	12
合計	628,648	1,000	879

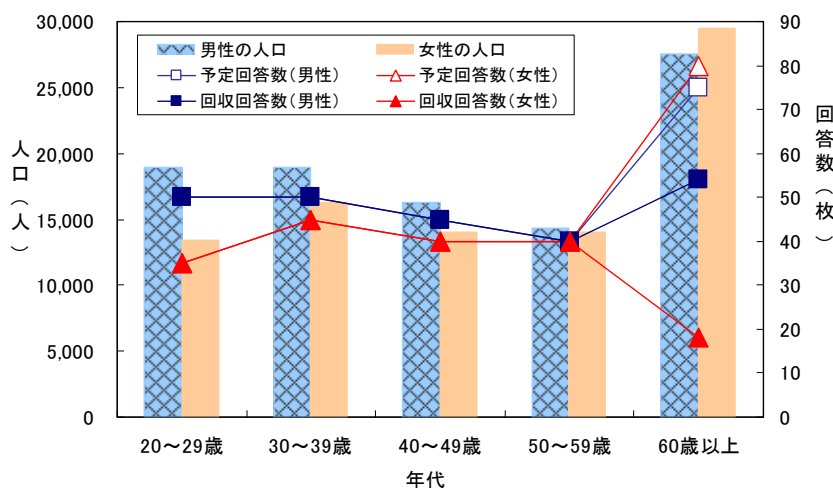
※厚木市の回答数には2倍の重み付け。



各市町村の人口と回答数

厚木市の男女別・年齢別人口と回答数

	人口		予定回答数		回収回答数	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20～29歳	18,896	13,445	50	35	50	35
30～39歳	18,984	16,303	50	45	50	45
40～49歳	16,283	14,070	45	40	45	40
50～59歳	14,345	13,984	40	40	40	40
60歳以上	27,527	29,470	75	80	54	18
合計	96,035	87,272	500		417	



厚木市の男女別・年齢別人口と回答数

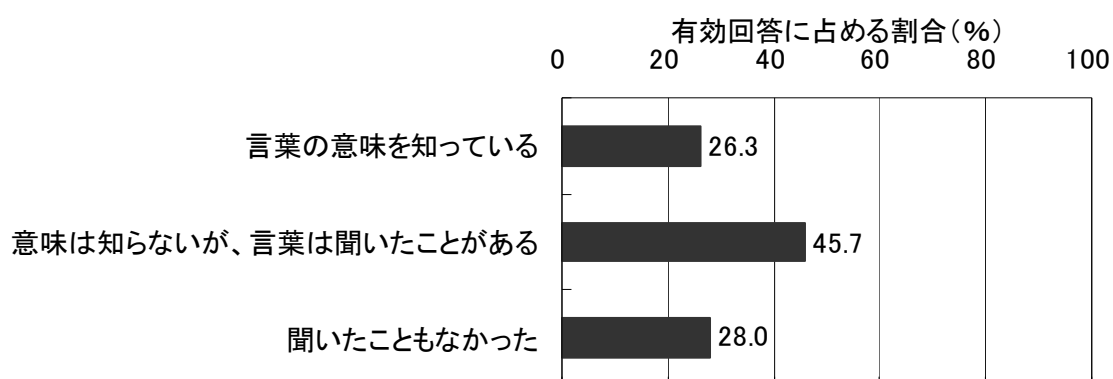
## 2. 調査結果

調査結果より、厚木市およびその周辺市町村の方の生物多様性に対する意識、また生物多様性の状況とその課題等についてまとめました。

### 1) 生物多様性に対する認知度

Q. あなたは、「生物多様性」という言葉を知っていますか。(1つ選択)

言葉を聞いたことがある、または知っている方が全体の約70%となりました。そのため、言葉としては広く認知されているものと考えられます。ただし、言葉の意味まで把握している方は全体の30%を下回っています。

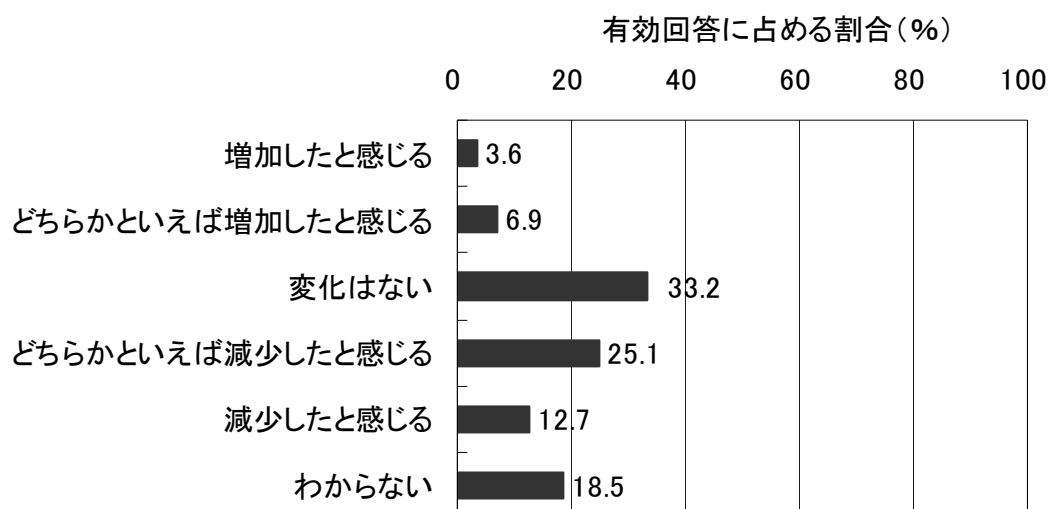


### 2) 身近な自然に関する認識度

#### a. 自然の変化

Q. あなたが厚木市にお住まいになってから今までの間に、お住まい周辺の動植物の種類に、どのような変化があったと感じますか。(1つ選択)

回答者の中には引っ越して間もない方や、厚木市に在住して数年という方も含まれますが、厚木市の動植物の種類について「変化がない」という方が全体の約30%と多くを占めています。ただし、「どちらかといえば減少したと感じる」、「減少したと感じる」という方が全体の約40%を占めていることから、厚木市の自然はかつてと比べて減少していると市民が感じていることが分かります。

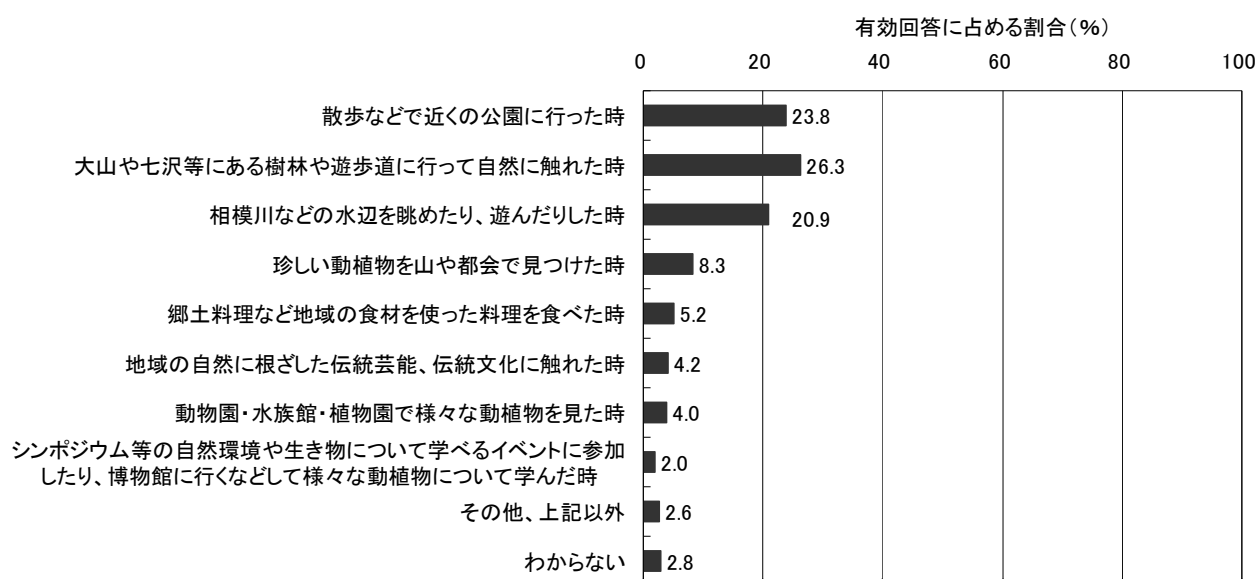


## b. 日常生活で自然を感じる場面

Q. あなたは、日常の生活の中でどのような時に自然の豊かさを感じますか。次の中からお選びください。（複数選択可）

「大山や七沢等にある樹林や散歩道に行って自然に触れた時」、「散歩などで近くの公園に行った時」、「相模川などの水辺を眺めたり、遊んだりした時」が全体の約70%を占めています。

山地や河川を見る、触れる、または身近にある公園等で動植物を見たときに、自然の豊かさを感じるという結果となりました。

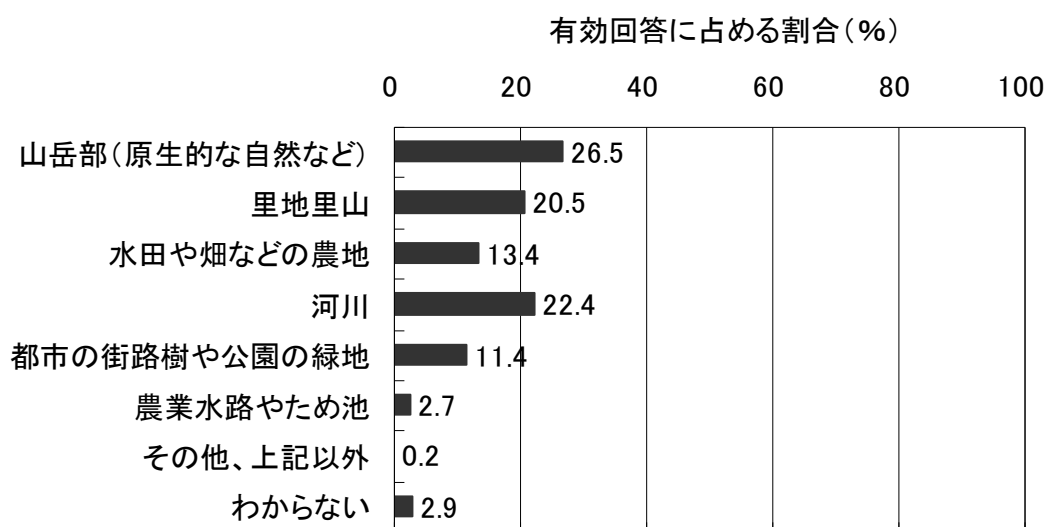


### c. 生物にとって重要な場所

Q. 厚木市の中で特に保全すべきだと思う場所はどこですか。(重要だと思う3つ以内を選択)

特に保全すべきである場所として「山岳部（原生的な自然など）」や「河川」、「里地里山」など、厚木市の自然環境を代表する場所についての回答が多い結果となりました。

具体的に重要だと思う場所としては、七沢森林公園や森の里などの七沢方面（里地里山）が多くを占め、次に市内を流れる相模川や中津川などの河川が挙げられています。その他、丹沢、大山などの山地も具体的な場所として挙げられています。



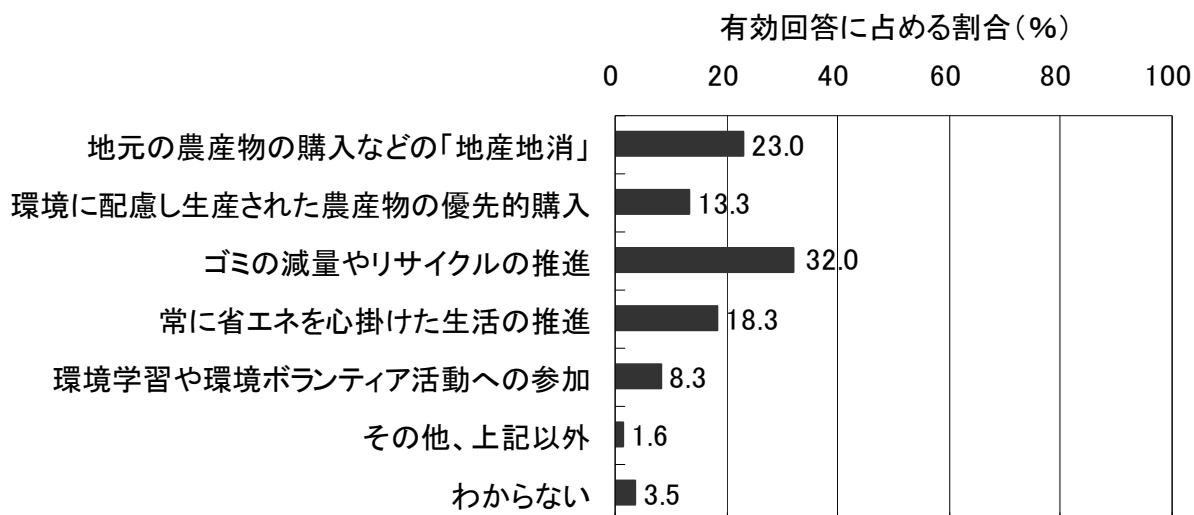
#### ■具体的に重要だと思う場所（回答数）

- ・七沢方面（102）、七沢森林公園（22）、森の里（13）
- ・相模川（93）、中津川（22）
- ・飯山（37）
- ・丹沢（36）
- ・大山（35）
- ・その他：宮ヶ瀬（9）、白山（7）、小鮎川（7）、ぼうさいの丘公園（7）、荻野（6）、鳶尾（6）、清川村（5）、恩曾川（4）等

### 3) 保全に対する自発性

Q. 生物多様性の保全のためには、自らのライフスタイルを考えていくことも必要ですが、そのために必要だと思う取組は何ですか。(重要だと思う3つ以内を選択)

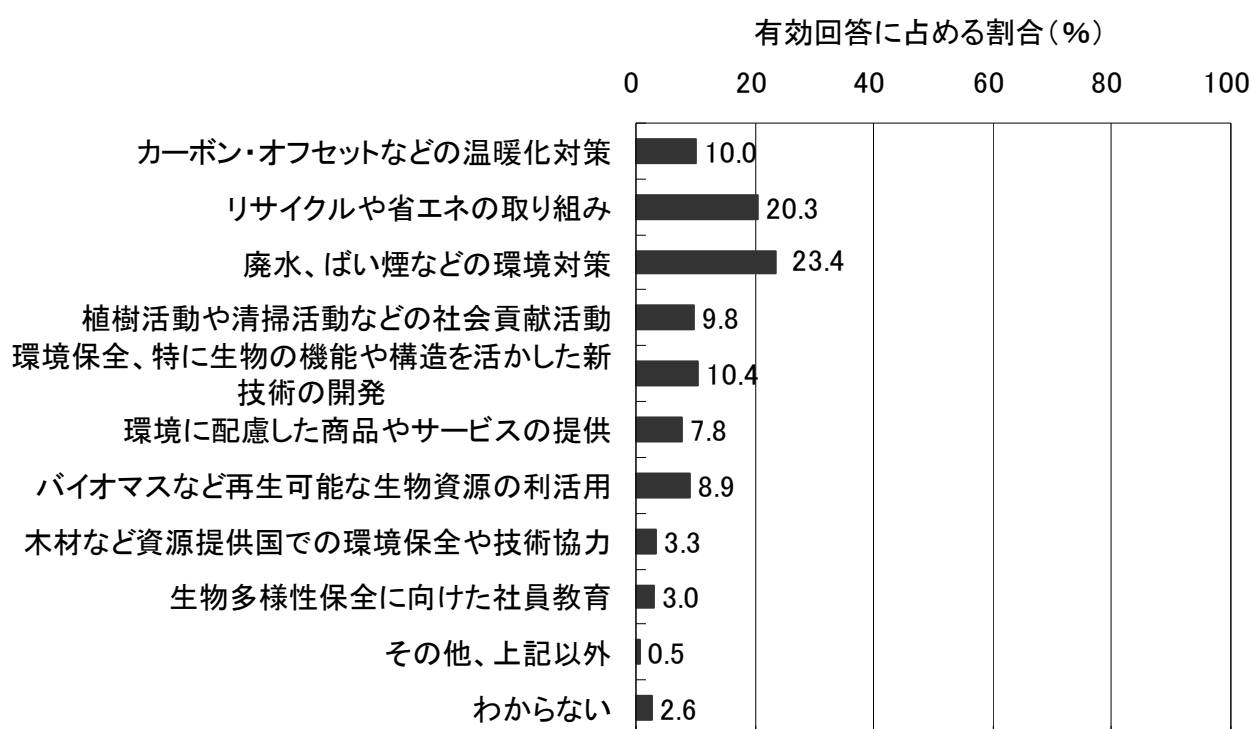
「ゴミの減量やリサイクルの促進」が全体の約30%、『地元の農作物の購入などの「地産地消」』と「常に省エネを心掛けた生活の推進」がそれぞれ全体の約20%と、主に、身の回りの生活で実施しやすい内容について全体の70%以上の回答数を得ました。



### 4) 企業の環境配慮活動

Q. 生物多様性の保全のためには、社会経済活動を支える企業の役割も重要ですが、企業にどのような役割を期待しますか。(重要だと思う3つ以内を選択)

企業に対して、「排水、ばい煙などの環境対策」や「リサイクルや省エネの取組」が求められていることがわかりました。



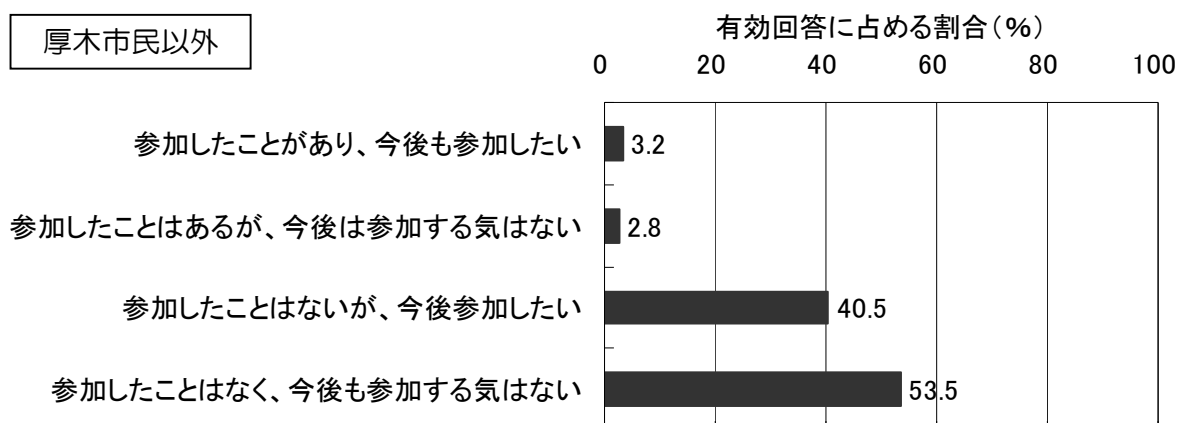
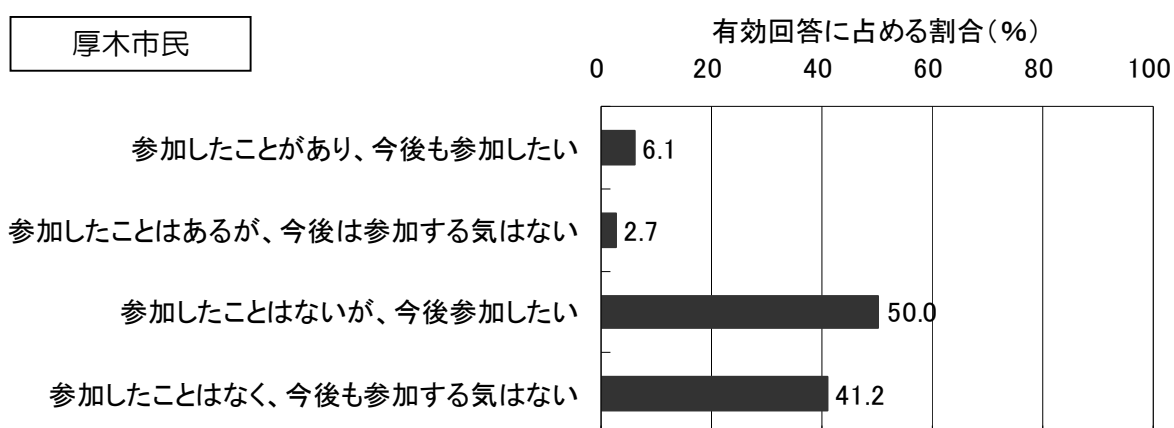
## 5) 市の取組

## a. 保全への参加意欲

Q. 厚木市では、「里山マルチライブプラン」、「相模川クリーンキャンペーン」等を行っています。これらの活動についてお聞かせください。

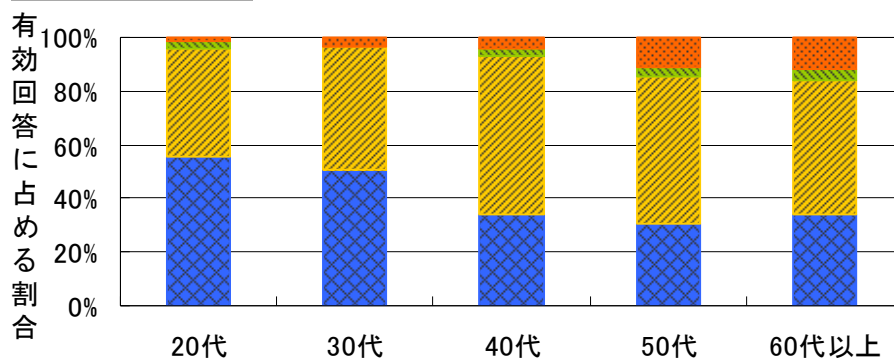
厚木市民は、参加したことはないが今後参加したい、または参加したことがあり今後も参加したいという方が50%以上を占めていました。これに対して、厚木市民以外では約40%となっています。そのため、厚木市以外でも参加意欲が高いことが伺えます。

なお、参加意欲を年代別に見ると、厚木市民は年代が高くなるにつれて「参加したことがあり、今後も参加したい」という方が増加しています。これに対して、厚木市民以外の方は、年代によって傾向は無く、ばらつきが見られます。



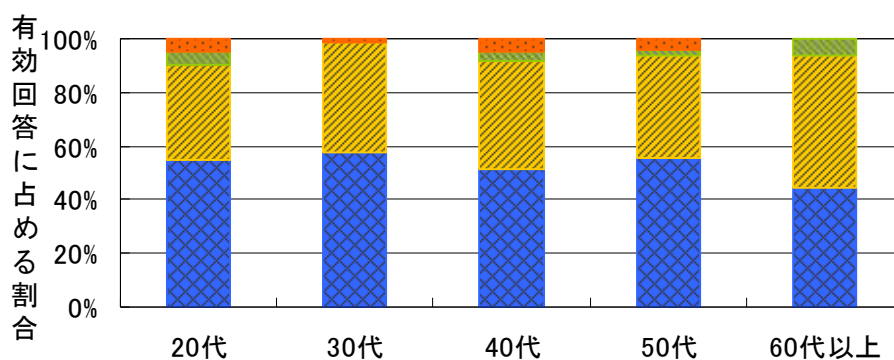


## 厚木市民



- 参加したことがあり、今後も参加したい
- 参加したことはあるが、今後は参加する気はない
- 参加したことはないが、今後参加したい
- 参加したことはなく、今後も参加する気はない

## 厚木市民以外



- 参加したことがあり、今後も参加したい
- 参加したことはあるが、今後は参加する気はない
- 参加したことはないが、今後参加したい
- 参加したことはなく、今後も参加する気はない

### ■ 『参加したことがあり、今後も参加したい』方の意見

- ・人間が汚してしまったものを、人間が元に戻すことが当たり前だと感じるから。
- ・地元の自然は地元の人が、守っていくことが大切だと思うから。
- ・子供に川の大切さやその周辺の生き物を教えるため。



身近な自然環境であるから大切にしたい、綺麗にしていきたい、という意見が多くを占めた。  
また、子供に自然や生き物の大切さを教えたい、という方もいた。

### ■ 『参加したことはあるが、今後は参加する気はない』方の意見

- ・年齢的、体力的なこと。
- ・参加する時間がもてなくなったため。
- ・(河川敷を)綺麗にするだけでは(再び汚れるため、)ひたすら(清掃が)続くだけ。不公平感がある。



参加意欲はあっても年齢や体力、時間の余裕を考えると今後参加は出来ない、という方が多くを占めた。  
また、参加する方としない方とでの不公平感を理由に挙げている方もいた。

### ■ 『参加したことはないが、今後参加したい』方の意見

- ・参加したいが参加方法がわからず、きっかけがつかめない。
- ・何時、何処で実施するなどのインフォメーションがあれば前向きに考えたい。
- ・親子で参加し体験することで、環境問題をより身近な問題なこととして実感したい。



参加意欲はあってもきっかけがない、情報がなくわからない、という方が多くを占めた。  
また、親子で参加したい、子供に参加させたい、という意見もあった。

### ■ 『参加したことはなく、今後も参加する気はない』方の意見

- ・内容を良く知らなく、また時間がないから。
- ・高齢なので無理ができない。
- ・まだ子供が小さく参加できない。
- ・興味がないから。



内容がよく分からない、高齢である、時間がない、という意見が多くを占めた。また、子供が小さくまだ参加できる状況ではない、という方もいた。  
この他、そもそも興味を持てないため参加する気がない方もいた。

## 〔市民参加型の自然環境に関する取組について、市への要望〕

市民参加型の自然環境に関わる取組について、主な要望を以下にまとめます。

特に、取組自体を知らなかった、情報をもっと欲しい、という意見が多くを占めています。

また、参加者については子供から大人まで学べ、親子でも参加できる企画にしたかどうか、というご意見があり、教育機関との連携についても要望がありました。

この他、厚木市だけの自然と捉えるのではなく、近隣の市町村へ広報活動や、活動の連携についても要望がありました。

### ■ 要望

#### 《広報・アピール》

- ・取組についてもっと情報が欲しい。情報がしっかり（たくさんあれば）していれば、参加する人は増えると思う。
- ・そんな市民参加型の取組があったことすら知らなかった。もっと市民にアピールするべきだと思う。
- ・自然環境に関する取組事例の紹介など、周辺自治体や厚木市内の企業や学校に活動が見えるようにしてはどうか。

#### 《幅広い層で参加できる企画》

- ・子供から大人まで楽しみながら学べるといい。
- ・若い人や子連れでも参加しやすいと思える様な企画があれば（既にあるかもしれませんが）参加しやすいと思った。
- ・もっと広く市民に呼びかけを行う。学校や保育園、幼稚園などでも、保護者参加型の自然環境の変化やなぜ保全が必要なのかなどの体験機会を設ける。

#### 《親子での参加・子供への教育》

- ・子供への教育を特に重視し、子供から大人への波及を。
- ・学校教育との連携（教えることが学ぶことになる）。
- ・大人も大事だが、同様に子供達への教育を充実させなければ、将来に繋がらないので、持続性を持って取り組んでいてもらいたいです。

#### 《他市との連携》

- ・周辺、近隣の市・町・村と連携が必要と思われる。特に厚木・平塚・伊勢原の境に暮らしていると非常にその重要性を感じるし、是非連携を取ってほしい。
- ・厚木市周辺の市町村も協力して取り組めばいかがでしょうか。
- ・隣市に在住しているが情報が伝わってこないなので、広くアピールして欲しい。

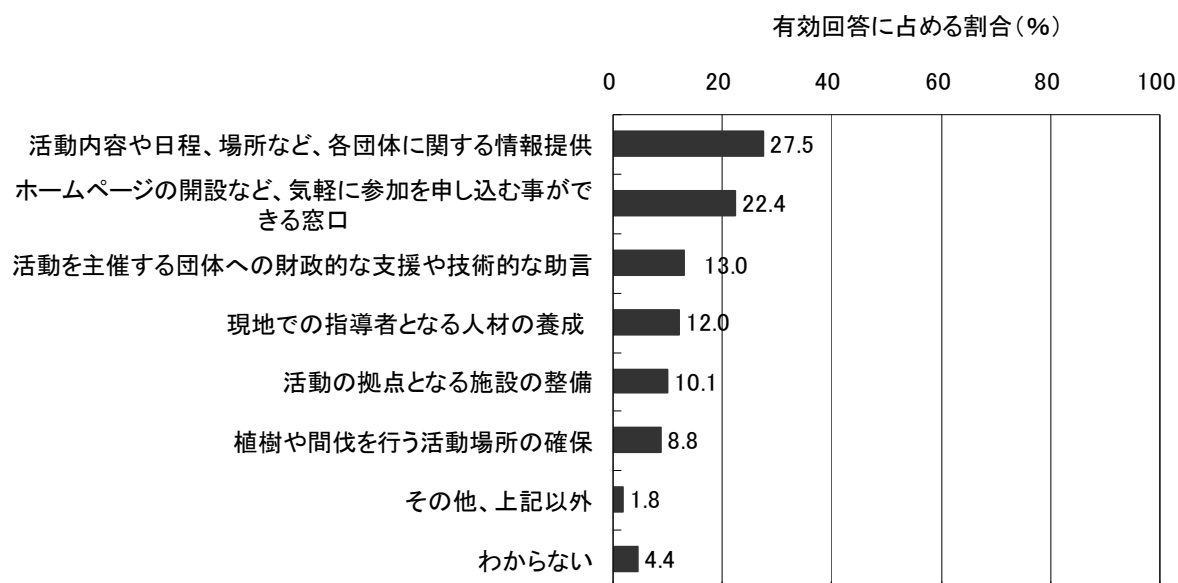
#### 《イベント内容》

- ・自然を身近に感じられるようなイベントの開催。
- ・図書館や子ども科学館などで現状の紹介と活動の案内。小中学校などで資料公開や職員派遣して講演と活動参加者の募集。
- ・小魚を採取する体験によって身近な水環境を知っていただく。巨大水槽もいいですね。

## b. 市の取組のあり方

Q. 自然環境の保全活動に多くの方々が参加していただけるようにするためには、行政としてどんなことが必要だと思いますか。（重要と思う3つ以内を選択）

「活動内容や日程、場所など、各団体に関する情報提供」が全体の約30%、「ホームページの開設など、気軽に参加を申し込む事ができる窓口」が全体の約20%を占めました。情報の提供、また気軽に参加できる仕組みが求められていることが伺えます。



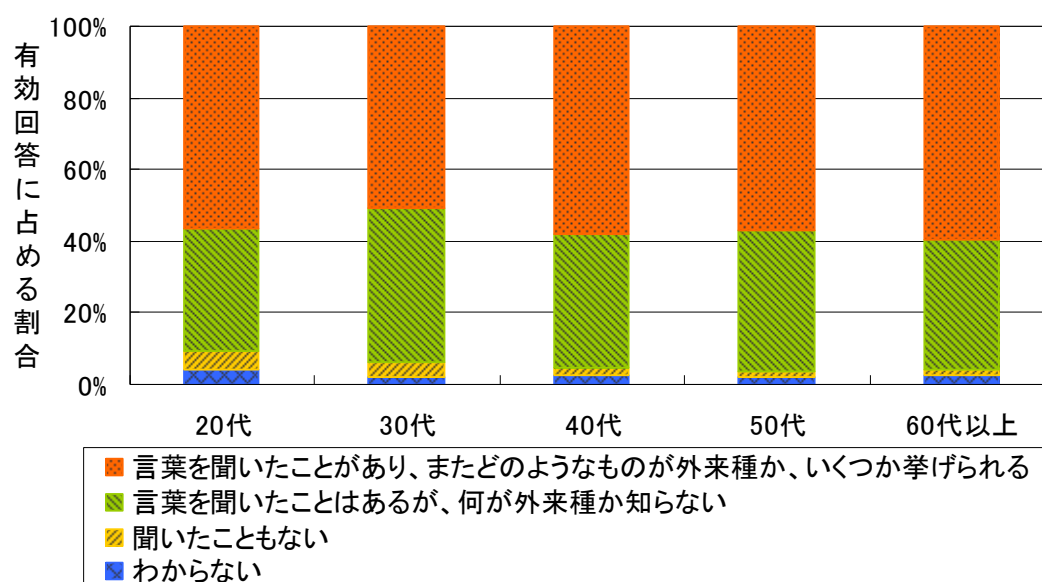
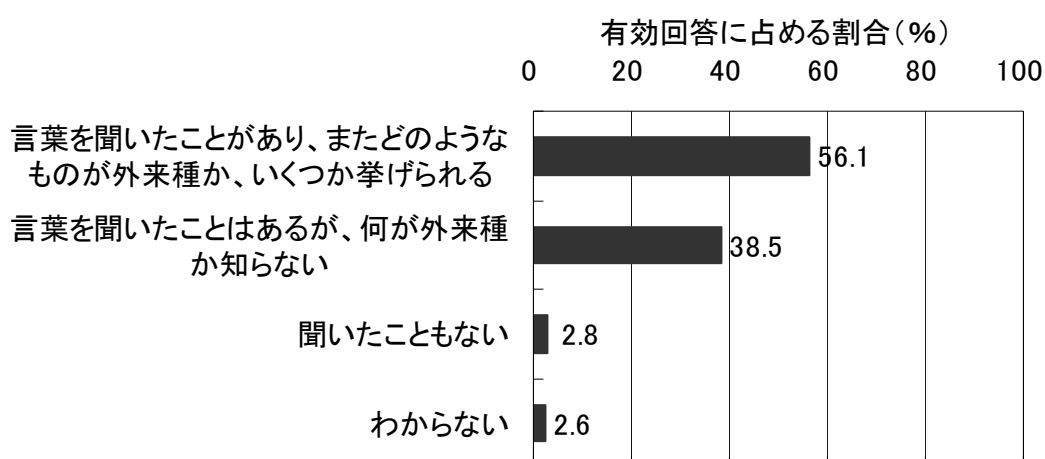
## 6) 外来種について

### a. 外来種の認知度

Q. あなたは、「外来種」という言葉を知っていますか。(1つを選択)

言葉を聞いたことがある、または外来種を挙げられることが出来る方が全体の約90%となりました。そのため、言葉もしくは意味合いも含め広く認知されているものと考えられます。「外来種」は「生物多様性」より認知されているといえます。一方で、具体的な外来種を挙げられる方は全体の約60%となりました。

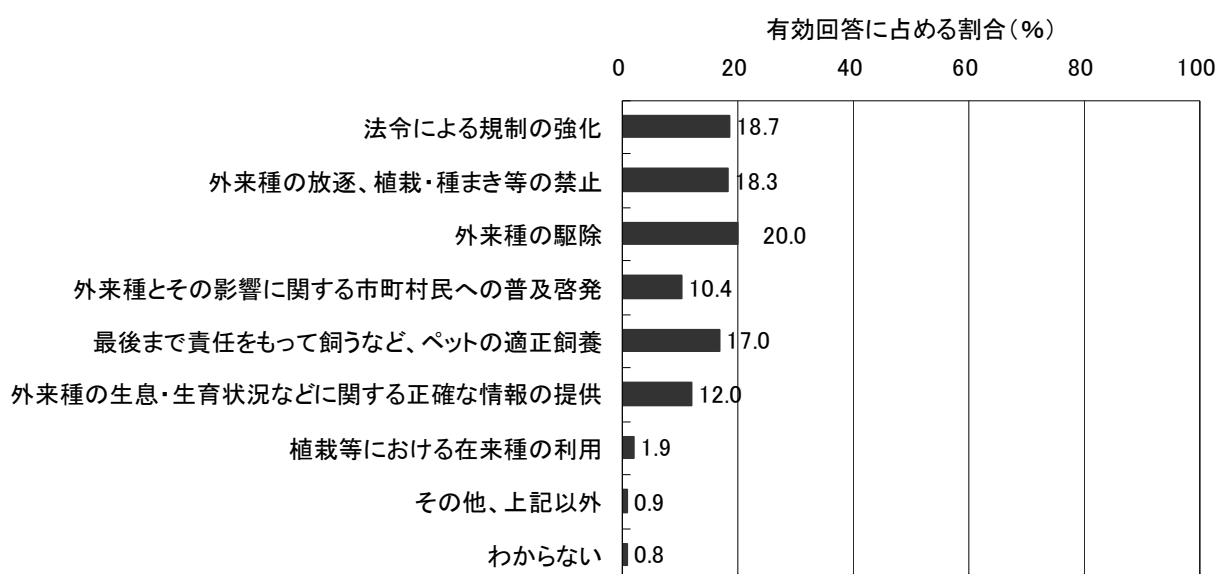
なお、年代による認知度の差としては、それほど特出するものではありませんでした。



## b. 外来種への対応

Q. アライグマ（ほ乳類）、ブラックバス（魚類）、アメリカザリガニ（甲殻類）、オオフサモ（植物）などの外来種が、本来その地域で生息・生育する在来種を圧迫するなどの生態系に与える影響が問題となっています。外来種に対する対策として必要だと思う取組は何ですか。（重要だと思う3つ以内を選択）

外来種の対処方法は意見が分かれており、「外来種の駆除」、「法令による規制の強化」、「外来種の放逐、植栽・種まき等の禁止」で全体の約60%を占めています。国や市による駆除、法令による規制や禁止事項の設定等が多くを占めていることがわかります。



**資料 3 用語解説****アルファベット**

---

**◆CSR**

CSR とは、企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとり、説明責任を果たしていくことを求める考え方のことである。

**◆PDCA サイクル**

Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（是正）を意味し、品質向上のためのシステムの考え方となる。品質管理の父といわれるデミングが提唱した概念で、単に PDCA という場合もある。

管理計画を作成（Plan）し、その計画を組織的に実行（Do）し、その結果を内部で点検（Check）し、不都合な点を是正（Action）したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、螺旋状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするものである。

**ア行**

---

**◆エコスクールプログラム**

デンマークで 1994 年に生まれた幼稚園、保育園を含む学校での環境学習プログラムである。本プログラムでは、先生や保護者も参加しながら課題の決定から、調査・計画・実行まで、生徒が主体的に取り組むことが重視されている。世界最大の NGO のひとつ、FEE（環境教育基金）が運営し、世界中の学校ネットワークを活用した情報共有・情報発信が可能で、国際環境基準の EMAS と ISO14001 に基づいており、「持続可能な発展のための環境教育の世界的モデル」として国連環境計画（UNEP）より推奨されている。エコスクールプログラムの登録、実施により、グリーンフラッグ認証へ応募し、認証取得後は 2 年に 1 度の認証更新が必要となる。

**カ行**

---

**◆外来生物（外来種）**

本来の生態系では生息しないのに、食用やペットなどの目的で人為的に外国から持ち込まれた動植物のことである。

**◆外来生物法**

平成 17 年 6 月に施行された法律である。この法律の目的としては、侵略的であり、人の生命や農林水産業に被害を及ぼす特定外来生物による被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することである。そのため特定外来生物の輸入や飼育、販売、遺棄を規制し、防除することを定めている。

### ◆河岸段丘

河川に沿って分布する階段状の台地地形で、平たんな台地面（段丘面）と急傾斜の崖（段丘崖）からなる。長い年月をかけ川筋を少しずつ変えながら、川底を下方に削っていったために出来たもの。

### ◆希少種

一般的に生息・生育数が少なく、希にしか見ることが出来ない種をさす。「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成5年4月施行）に基づき指定された「国内希少野生動植物種」や「国際希少野生動植物種」を指して使われることもある。

### ◆グリーンフラッグ

エコスクールプログラムの登録、実施により、グリーンフラッグ取得が可能となる。グリーンフラッグ認証へ応募するには、4つのステップがある。ステップ2の「エコスクールプログラムの実施」にはさらに7つのステップがある。プログラムの実施は最低6ヶ月以上の継続が必要で、認証取得後は2年に1度の認証更新が必要となる。

## サ行

---

### ◆在来種

その土地に従来生息・生育している固有の生物。

### ◆里地里山

里地里山とは、原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域のことであり、日本の国土の4割を占めている。また、特有の生物の生息・生育環境として、また、自然資源採集、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域とされている。

### ◆市街地

大規模な植被はほとんどみられず、住宅地、ビル、道路、コンクリート・アスファルト等の人工構造物が卓越する区域。

### ◆水源涵養機能

森林が水の流出量を調整することにより、渇水や洪水を防止・緩和するとともに、水質を一定に調整して良質化・安定化させる機能である。

通常、「洪水緩和機能」と「水資源貯留機能」、「水質浄化機能」の3つに分けられる。「洪水緩和機能」では、大雨の際に一度に大量の水が河川に流れることを防ぎ、「水資源貯留機能」では、地中に貯まった水はゆっくり流出されることで生活に必要な水を安定確保し、「水質浄化機能」では、森林土壌や根がフィルター役目を果たすと共に、水に含まれる窒素やリンなどの不純物を浄化している。

### ◆生態系

自然界に存在するすべての種は、各々が独立して存在しているのではなく、食うもの食われるものとして食物連鎖に組み込まれ、相互に影響しあって自然界のバランスを維持している。これらの種に加えて、それを取り巻く気象、土壌、地形などの環境も含めて生態系と呼ぶ。互いに関連を持ちながら安定が保たれている生物界のバランスは、ひとつが乱れるとその影響が全体に及ぶだけでなく、場合によっては回復不能なほどの打撃を受けることもある。



### ◆生態系サービス

生態系サービスとは生態系が持つ機能のうち、直接的にも間接的にも人間が受ける恩恵を総称したものである。食料であったり気候などもこれに属しており、生態系の公益的機能を指す言葉である。エコロジカルサービスと同義。

### ◆生態系ネットワーク

保全すべき自然環境や、優れた自然条件を有している地域を核として、生息・生育空間のつながりや適切な配置を考慮し、有機的につないだネットワークのことである。

### ◆生物多様性基本法

平成20年6月に国内で施行された法律である。生物多様性の保全と持続可能な利用を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としている。本基本法では、生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定、白書の作成、国が講ずべき13の基本的施策など、わが国の生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方が示されている。また、国だけでなく、地方公共団体、事業者、国民・民間団体の責務、都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務などが規定されている。

### ◆生物多様性地域戦略

生物多様性基本法では、「都道府県及び市町村は、(中略)生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)を定めるよう努めなければならない」と規定されている(第13条)。また、生物多様性国家戦略2010(平成22年3月閣議決定)においても、「生物多様性を社会に浸透させる」ことが生物多様性施策の4つの基本戦略の1つに挙げられており、都道府県などにおける戦略策定のための指針を示すことにより、効果的な地方での戦略づくりや実践的な取組を促すこととしている。そして、「COP11(2012年)までにすべての都道府県(100%)が策定に着手していることを目標」としている。

## タ行

---

### ◆地産地消

地域で生産された食材をその地域で消費すること。消費者の食や環境に対する安全・安心志向の高まりを受けて、生産者の「顔が見える」関係の構築、消費者と生産者の相互理解を深める取組として注目されている。また、食育や地域活性化につながるとして期待されている。

本市では「厚木市民朝市」や「夕焼け市」、「直売所」を通じて地産地消を推進し、安心安全な農畜産物の供給に努めている。また、「パクパクあつぎ産デー」として、2008年7月から月に1度、学校給食に地場農産物を使ったメニューの配給を実施している。

### ◆特定外来生物

侵略的な外来種や、人の生命や農林水産業に被害を及ぼす外来種のことであり、輸入や飼育、販売、遺棄を規制し、防除することを定めている。例としてはオオクチバスやアライグマなどで、平成23年7月の時点で105種類がリストに加わっている。また、特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵や種子、根、茎なども含まれる。

## ハ行

## ◆ビオトープ

ドイツ語で生き物(Bio)がありのままに生息活動する場所(Top)を意味する合成語である。生物の個体あるいは個体群がすんでいる場所のことで、「生息場所、すみ場所」ともいわれる。自然にある森や林、湖や池は代表的なビオトープである。また、まちづくりにおける河川、道路、公園、緑地等の整備についても生態系の多様性を維持するうえから、多様なビオトープの維持、回復やネットワークづくりに配慮した取組が検討されはじめている。

## ◆ヒートアイランド現象

都市部において、高密度にエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているために水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている現象をいう。等温線を描くと、都市中心部を中心にして島のように見えるためにヒートアイランドという名称が付けられている。

ヒートアイランド現象については、光化学オキシダントの生成を助長するほか、局地的集中豪雨との関連性も指摘されている。ヒートアイランド現象を防ぐためには省エネの推進や、壁面緑化など新技術の利用が有効である。

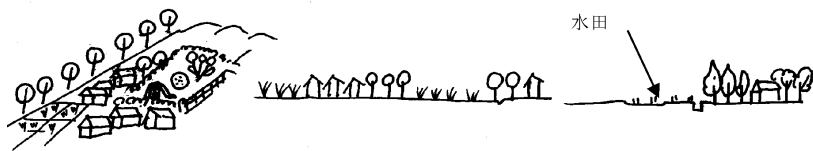
## マ行

## ◆緑の廊下（回廊）

一般的には、野生生物の生息地間を結ぶ、野生生物の移動に配慮した連続性のあるネットワーク化された森林や緑地などの空間をいい、生態系ネットワーク、あるいは単に廊下などとも言われている。狭義には、林野庁が国有林において生物多様性保全策の1つとして進めている、今までに指定した様々な保護林と、その間をつなぐ森林をあらたにな保全林とし、「保護林ネットワーク」をつくる事業を指す。野生生物の生息空間を確保するための回廊（廊下）のネットワークは、国際レベル、全国レベル、地方レベル、地域レベルなど様々な空間レベルで構築されるべきであり、さらにはそれらが全体としてひとつのネットワークを形成することが望ましいとされている。

## ◆緑の多い住宅地

環境省の実施している「自然環境保全基礎調査」のうち、現存植生図の作成で用いられている凡例のひとつ。



「都市域または集落において、公園的樹林、植え込み、農地等の緑被が概ね30%以上で住宅地等と混在する区域」とされている。

## ヤ行

---

### ◆有害鳥獣

人畜や農作物などに被害を与える鳥獣のことを言う。本市では「厚木市鳥獣被害防止計画」を作成しており、ニホンザルやアライグマ、ムクドリ等の9種に対して、平成23年度から25年度にかけて捕獲数を定めたり、侵入防止柵の整備計画等の対策を行っている。この他、「厚木市有害鳥獣等被害対策事業補助金交付要綱」において、鳥獣等による農作物への被害対策事業に対し、補助金の交付等を定めている。

## ラ行

---

### ◆レッドデータ種（RD種）

レッドデータブック・レッドデータリストに記載されている種。

### ◆レッドデータブック・レッドデータリスト

野生生物の保全のためには、絶滅のおそれのある種を的確に把握し、一般への理解を広める必要がある。このことから、環境省ではレッドリスト（日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）を作成・公表するとともに、これを基にしたレッドデータブック（日本の絶滅のおそれのある野生生物の種についてそれらの生息状況等を取りまとめたもの）を刊行している。環境省と同様に、レッドデータブックやレッドデータリストを独自で作成している都道府県や市もある。神奈川県では「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」を独自に作成している。

## 生物多様性あつき戦略

---

発行日：平成 25 年 3 月

発 行：厚木市

編 集：厚木市環境農政部環境総務課

神奈川県厚木市中町 3 丁目 17 番 17 号

TEL 046-225-2746

FAX 046-221-0291

ホームページ URL <http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>

---